













## 第八 金融

一五六

### 一、山村金融機關

山村に於ける金融機關を分ちて、銀行、産業組合、無盡及個人の融通に依る者の四となすことを得べし、而して産業組合及無盡は之れ山村農家全般に亘り山村所有の如何に不拘行はれるものにして、山林に對する金融の道は銀行及個人融資の二あるのみとす。

### 二、山林金融機關

大井川流域に於ける山林金融關係を見るに特種なる個人の融通に係る者は別として實際山村に在りて資金の融通をなしつゝあるは伊久身村二俣に在る伊久身銀行及下川根村家山に在る西駿銀行家山支店の僅かに二行あるに過ぎず、茲に於てか山林金融は自然静岡市、島田町、金谷町、五和村等に求めざるべからず、即ち現在大井川流域山林金融機關として擧げるべきものは、前記伊久身銀行、西駿銀行家山支店の外左記六行とす。

島田町	西駿銀行、志太銀行、島田銀行
金谷町	金谷商榮銀行
五和村	五和銀行
静岡市	安倍銀行

抵當山林の種類 各行により若干趣きを異にすべしと雖も山林の立木のみを以て抵當物件として貸付を行ふものなし、又原野地即ち無立木地に對しての貸付は全然なきにあらざるも是は止むを得ざるるとき他に低當物件を有せざる場合にのみ行はるものにして普通抵當物件に供せらるゝは立木付の山林とす。

立木登記及火災保險 立木登記法に基き立木の登記をなして貸付を行へるもの嘗て伊久身銀行及五和銀行等に在りしも現在この方法に依る銀行あるを聞かず、之れ一度立木の登記をなさんか、除伐間伐其の他手入に際し其の内容に移動を生ぜるときは一々之に對する變更登記の必要を生じ其の手續甚だ繁雜にして、而も其の効果の點に於ては之を行ふと行はざるとに依り差したる相違なき結果によるものにして、又抵當山林に對して火災保險を附したるもの未だ嘗てなし、元來山林火災保險を取扱ふ保險會社は東邦火災、帝國火災、東京海上の三會社あるも其の保險率は一般家屋に比し高率

一五七



に在り、一度火災を惹起するも普通人家に於ける如く全焼する事稀れにして立木全部を烏有に歸するが如き極端なる樹幹火は絶対になくこの間に於ける銀行安全率は裕に貸付標準の決定に於て調和を得られつゝありと云ふ。

山林調査 山林の調査は其の立木、地味、地位及面積の四項につき行はるゝものにして、立木の調査は伐期に達せんとするものに於ては毎木調査をなすものなきにあらざるも其の多くは目測に依りて行ふ、地味の調査は植栽樹種及立木の成長度合に依りて地位は主として交通關係に依りて之を判定し其の面積に至りては最も考慮を要し村に依りて其の差甚しく、概して志太郡に於ける山林の實地は公簿面と大差なきも、榛原郡の山林に至りては數倍乃至數十倍に達するありて極めて區々となす、從て面積に關しては實測の止むなきに至るものもあるも其の多くは同山林に對する植付本數を聞き正し更に現在本數を判定し以て其の面積を推定する方法よく行はる、然れ共之は勿論山林價格算定上に於ける調査にして抵當權設定に際しては臺帳面積に依るものとす。

以上山林調査は銀行に依り行員を特に派して行はしむるものあり、或は其の地方に在住する有力なる株主に依頼するあり、或は債務者の信用程度によりては全然之を省略することあり、尙山林調査料に關しては地方有力株主に依頼せる分に對して時季を見て銀行より謝禮を出す程度にして行員を

派し調査せる分に於ても遠隔の地にして一泊を要するが如き地に非らざる外徴せざるを普通とす。

資金貸付標準 前項山林の調査（實地或は聞取り）に依り其の山林の價値を判定し之に債務者の信用程度を考慮し始めて貸付額を決定するものにして、銀行に依りては全然立木の價格を見込まざるものもあるも多くは立木價格の五乃至六割、土地同五乃至六割を以て貸付の標準となす、即ち山林抵當に於ける融通資金は山其の物の時價の約半額と見て大差なからん。

大井川流域に於て現在土地一町歩に對し銀行にて融通し得べき金額は左の如し。

最低	三	十	圓	最高	二百二十五圓
平均	七十五圓	乃至	百圓		

利率 利率は現在貸付中に係るもの九朱乃至一割三分の間に在り普通一割乃至一割二分とす、而して一般不動産或は信用手形等と略同様に取扱はれつゝあるも銀行に依りては時に一乃至二分方高率なるものあり、勿論對人信用に依り決定せらるべき問題にして其の返済期の延引する虞れある者等に在りては勢ひ高率となるを免れず。

貸付期間及回收 貸付期間は六ヶ月乃至一ヶ年を普通とす然れ共この契約期間に債務の返済を見るものは極めて稀にして多くは三四年乃至五六年を要し長きに至りては七乃至八年に達するあり、かゝ



る分に對しては銀行は止むを得ず延期證書を徴し承認致しつゝあるも、利子の納入を滞るに至りては強制處分をなし回収に務めつゝあるを以て長期に亘ると雖も利息の納入は比較的順調に行はれつゝあり、只回収長期間に亘る場合に於ては抵當物件の價値に相違を生ずること常例にして幸ひ好況に推移せる場合に於ては何等考慮の要なきも最近に於けるが如く山林價格の年と共に低落せる今日に於ては場合に依り増抵當を提供せしめこの對策を講じつゝあり。

抵當權設定に於ける立木 抵當權設定に當りては立木は別に立木登記法の制定ある故を以て土地のみに付き行ひ立木付等の文面あるものに對しては登記所は之を削除せしむ。

茲に於てか銀行に依りては立木を全然抵當物件價値に見込まざるものを生じ又立木價値を抵當物件として見込みつゝある多くの銀行に在りても別に、立木に關する特別の契約を締結し其の信用程度に依りては之を公正證書となし萬全の方法を講じつゝあり。

山林抵當に關する銀行の營業方針 過去貸付に對する資金回収の遲延は銀行營業上最も苦痛とする所にして殊に大正八、九年以來山林價格の豫想外なる低落は銀行業者をして一層不安ならしめ加之昨年四月に於ける經濟界の恐慌は極端に銀行業者を脅かし、山林に對する投資は各行何れも之を忌まざるなく只現在に於ては既往貸付に對する回収に一意専念せるのみ、之れ蓋し山林抵當の見返り擔保の

行はれざるに起因するものにして銀行當業者間に於て相當講究せられつゝある山村金融上由々しき問題なりとす。

### 三、個人の扱ふ山林金融

個人の取扱ふ山林金融に關しては嘗て金谷町附近に於ける特別なる方法相當行はれたりと云ふも現在に在りては其の例多しとせず、今其の當時の貸付方法を聞くに山林を抵當として一定の期限を付し金を貸與し其の期限満了するも返濟出來ざるときは之に猶餘を與ふることなく山林其物の所有權を移轉する所謂期間賣買の方法によりたるものにして之がため山林の所有權を失ひたるもの相當數に達せしと云ふ、然れ共現在行はれつゝある方法は貸付期間其の他略銀行に準じ幾分利率の點に於て高率なるものゝ如くなるも其の詳細知り難し。

### 四、山林抵當貸付額 (昭和二年十二月現在)

大井川流域に於ける山林金融狀況左の如し。



一、立木土地ニ對する分

種別	貸付金額	同口數	同山林面積
銀行	九三七、〇二八圓	七一三	三、〇一六、二
個人	二八一、二一六圓	二三六	七八二、四
計	一、二一八、二四四圓	九四九	三、七九八、六

二、森林土地立木に田畑を加へたるもの

種別	貸付金額	同口數	同面積
銀行	一、一九〇、七〇九圓	四八六	一、〇四四、四

五、産業組合に於ける金融狀況

本調査区域内に於ける産業組合にして金融を取扱ひ居るもの及其の狀況を見るに左表の如し。

組合名及所在地	區	域	創立年月日	組合員	貸付金	貯金
瀬戸谷村瀬戸谷高根信購販利	瀬戸谷村藏田外二字	菅間村石上外二字	大正十年二月二十六日	一四八	二四、五八円	三六、七二円

伊久身村身成	伊久身村伊久身外二字	同	十三年八月二十七日	二七	一九、五八一	二四、二五
伊久身村川島信購	伊久身村身成	同	十四年六月四日	六	四、二〇〇	二、三八三
同身成信販購	伊久身村身成	同	十四年六月四日	六	四、二〇〇	二、二九七
德山村下泉信購販	德山村下泉	同	六年四月二十六日	六〇	一四、二三四	四一、九七三
德山村地名信販購	德山村地名	同	十二年十月二十五日	一九	三、二四〇	四一、四〇三
同山村地名信販購	德山村田之口	同	十二年七月四日	一五	五、二三〇	四三、二二
德山勤儉信販購	大長村伊太	同	九年十二月二十七日	一七	三、〇〇一	五五、七〇九
大長信購販太	大長村相賀外二字	同	十一年五月十七日	三三	八、一四〇	一四七、六八九
大長西信購販利賀	大津村	同	十年三月二十日	三八〇	二六、八二六	二七、四三七
大津信購販落利合	五和村竹下	同	九年二月二十日	八〇〇	一〇、九九〇	一七四、六〇九
五和信購販利下	五和村	同	九年二月二十日	八〇〇	一〇、九九〇	一七四、六〇九



下川根村家山	下川根村	同六年八月十六日	二〇三	二四、七〇	八、二四八
中川根村藤川	中川根村	明治三十四年四月二十九日	二〇二	六〇、八〇四	二九、三三三
中川根村下長尾	中川根村下長尾外一字	大正十五年八月十八日	二三五	一〇、四二〇	二、四四九
中川根共榮信購販	上川根村千頭	同七年二月二十四日	三九	二〇、九二	六、八一六
大間信販購	上川根村大間	同七年二月二十四日	三九	二〇、九二	六、八一六
計			二、九八七	五九七、四七五	八四三、九四〇

備考 「何々信購販」とあるは何々信用購買販賣組合の略とす。

### 六、山林金融の山村に及ぼす影響

過去數年間木材價格の不況に伴ふ山村収入の激減は山村經濟に違大なる反響を與へ、一家經濟の根本は山林抵當に依る借財に俟つもの少しとせず、即ち現在回收未済に屬する六乃至七年の長期に亘るものは之れ彼の大正八、九年好況直後に山林抵當として融通をなしたるものにして、爾後財界の不況

は年と共に加はり或は抵當物件の増を必要とし或は新規山林の抵當を以て一時的の處世方策を樹て好況の再來を希ひたるも其の徴は容易に見出されず、而も現在銀行營業方針は正に山林抵當を回避せんとする現狀にして徒らに資金の回收を之れ事とし、債務者は益々經濟上の苦境に立至り終に立木伐採の止むなき時季に到達せるものと見るを得べく、之れ現在材界不況なるに不拘其の伐木量は減ずることなく却つて増加の傾向にある一事を以て窺ひ知るを得べし、殊に本年の如き地方に依り伐木量は昨年之二倍乃至三倍にも達せんとする現狀とす、木材價格の下落、金融の梗塞正に此の如し山村の窮乏推して知るを得べし。

### 第六 森林被害及対策



### 第九 森林被害及保護

**火災** 森林被害の内最も損害の大なる山林火災は本流域に於ては比較的少く、過去十ヶ年間調査區域十一ヶ村に付き見るに僅かに二十三回にして其の多くは小火災たり、之當地方愛林思想よく發達せる以所にして、特に山林消防隊の設立なしと雖も各村消防隊及森林組合等能く警防に努め主要なる道路等には防火の制札を樹立し一般村民の火災に對する警戒心を喚起せる結果と見るを得べし。

過去十ヶ年山林火災度数

村	度数	出火年	度
井川	一	大正十四年一月一回	
東川根	〇	出火なし	
徳山	二	大正十年三月一回、大正十二年三月一回	
笹間	〇	出火なし	
伊久身	二	大正九年一月一回、大正十二年二月一回	

大長	大津	上川根	中川根	下川根	五計
二	一	五	六	三	一
大正九年一月一回、大正十四年二月一回	大正十四年二月一回	大正八年四月一回、大正十三年二月三回、大正十四年三月一回	大正十一年十二月一回、大正十二年二月二回、大正十三年三月二回、大正十四年一月一回	大正十四年一月一回、同三月一回、同五月一回	大正十二年三月一回
				一月五回、二月九回、三月六回、四月一回、五月一回、十二月一回	二
					三

**風害** 大正十五年九月四日の風害は嘗て見ざるの慘狀を呈し杉扁柏林たると潤葉樹竹林たるとを問はず倒木折損夥しく其の損害總額は五四、一三四圓に達し未曾有の大被害なりしも前後風害として認むべきものなし、

大正十五年暴風被害



村	針葉樹		闊葉樹		針闊混淆		竹林		價格計
	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	
東川根	二、一八〇石	四、三六〇円	五〇石	一〇〇円	一五〇石	三〇〇円	一、一〇〇東	一、八七〇円	六、六〇〇円
徳山	二、〇〇〇	一、一〇〇	一九〇	九五〇	一	一	一、七〇〇	一、七〇〇	三、七五〇
伊久身	五五〇	二、四〇〇	一五	六〇	一〇〇	九〇〇	三三〇	四五〇	三、八一〇
笹間	五八九	三、〇〇〇	一	一	一	一	一	一	三、〇〇〇
大津	一〇三	八五〇	二	二〇	五石	三〇	九七	一四	一、〇〇〇
上川根	三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一	一	一	一	一	一	一〇、〇〇〇
中川根	三、〇〇〇	一、〇〇〇	五石	一〇〇	一〇〇	四〇〇	八〇〇	八〇〇	一三、〇〇〇
下川根	二〇〇	一、一〇〇	一〇〇	四〇〇	一〇〇	六〇〇	三〇〇	三〇〇	二、五〇〇
計	一、一、六三三石	四、九一〇円	二、四〇五石	一、七三〇円	三、七五〇石	二、三三〇円	四、三三七東	五、二三四円	五、四、三三〇円

寒害 大正五、六年當時に於て北風數日間吹き荒び之がために上川根村、東川根村、井川村等に於て植林地及苗圃に相當の被害を受けたる事實あるも以來寒氣甚だしき井川村地方を除き被害は認めら

れず、井川村に於ては之等被害の豫防策として植林地の高所に於ては植栽當年十一月頃に於て苗の頭部を土中に曲げ入れ、或は草を以て巻き三月末に至り之を除く方法を講ぜられつゝあり、この方法一人約千本をなしうると云ふ、又苗圃にありては秋季十一月頃之を掘取り假植し其の上に草を覆ひ保護しつゝあり。

鳥獸の害 兎の冬期樹冠を食害し、キツ、キの樹幹に穿穴する等あるも、豫防法として見るべきものなし、只兎に關しては嘗て智者山及金門林業組に於て賞金を與へ或は買上の方法を以て捕獲獎勵をなしたることあるも現在行はれず。

益鳥の保護 鳥類保護の目的を以て大正十三年上川根村に於て巢箱を設置せるに其の成績良好なるものあり概要を左に摘記す。

- 第一、小學校十個設置に對し三個利用せらる
- 一、郷平小山の内設置 初めセキレイ出入したるも何物にか恐れ中止す
- 二、澤間の八幡森の内設置 五月中旬山雀産卵五個ありしが何物にか恐れ中止卵腐敗す六月上旬よりルリ出入し同月中旬四個産卵
- 三、富、庭のホタンキヨウに設置 五月上旬雀出入し五個産卵何物にか恐れ中止
- 第二、小學校五個設置の内二個利用



一は雀一は山雀營巢を始めたは四月一日  
大間分教場七個の内二個利用

- 一、雑木林中のモミに設置 ミソサザイ四月下旬より營巢準備を始め五月五、六日頃産卵三個下旬巢立
  - 二、雑木に設置、ミソサザイ四月下旬より營巢準備五月上旬三個孵化其後何物にか取らる
- 第三、小學校

- 一、平田方面設置の分 四月十五日日本道下小林中藏氏宅上に置く、同十九日山雀出入す、同二十一日近に四十雀山雀来る、同二十九日山雀しきりに出入す但しルリのため追はる
- 五月六日巢箱中に卵七個あり、五月七日ルリの雄出入す、五月二十六日一童子外に出る
- 二、長島奥に設置 四月十五日設置、五月二十六日四十雀盛に出入す、五月六日卵六個あり、五月十九日孵化す、同二十五日一童子巢立つ同三十日二童子の卵を見る

砂防工事 大井川流域に於て砂防設備に依り山地の崩壊を保護せる成績左の如し。

村	設備面積	工費	備考
井川	七三、四八 <sup>坪</sup>	二九、三四八 <sup>円</sup>	大正四年より開始
東川	二二、四三六	一〇、七七七 <sup>二</sup>	大正八年より開始
大井川	一五、一六五	八、七五四、八六〇	大正七年より開始

大上中下	川川川	津根根根	計
二四、四三三	二、〇三八	二七〇	一六四、八三三
三、五四〇、六一〇	一、一三三、七八	九、八三六、六四〇	三、五九〇、〇〇〇
大正元年ヨリ開始	大正十三年ヨリ開始	昭和二年ヨリ開始	明治四十四年ヨリ開始
			二七、八八一、七〇〇



# 第十 收穫及造林の收支

## 一、收穫

上川根村に於ける標準地調査の結果に依る杉林收穫表及流域各地を總合せる薪炭林收穫左記の如し

杉林收穫表 (一町步當)

地位	年輪	本數	平均高	平均直徑	形數	全材積	利用材積	連年成長量	平均成長量
一	二	一、八〇〇	七、五	五、六	四七	七八三 <sub>尺メ</sub>	四七〇 <sub>尺メ</sub>	七八、四 <sub>尺メ</sub>	三九、一 <sub>尺メ</sub>
	二	一、六二〇	九、七	六、七	四四	一、一七四	七〇五	六八、六	四六、九
	三	一、三三七	一一、三	七、六	四三	一、五二七	九〇九	八四、二	五〇、六
	三	一、二四〇	一二、六	八、六	四二	一、九三八	一一六三	八四、二	五〇、六
	四	一、二一六	一三、六	九、五	四二	二、二五九	一、五〇五	六四、二	五五、四
	四	二、〇〇〇	一六、一	四、二	四九	四一四	二四九	六〇、八	二〇、七
	二	一、六〇〇	七、七	五、三	四七	七一九	四三三	五二、四	二八、七
	三	一、六二〇	九、二	六、一	四五	九八一	五八九	五五、六	三三、七
	三	一、四三八	一〇、五	六、九	四四	一、二五九	六五六	四七、六	三五、九
	四	一、三二二	一一、七	七、六	四三	一、四九七	八九九	四七、六	三七、四

## 薪炭林收穫表 (一町步當)

地位	年輪	本數	平均高	平均直徑	形數	全材積	利用材積	連年成長量	平均成長量
二	二	一、八〇〇	七、七	五、三	四七	七一九	四三三	五二、四	二八、七
	三	一、六二〇	九、二	六、一	四五	九八一	五八九	五五、六	三三、七
	三	一、四三八	一〇、五	六、九	四四	一、二五九	六五六	四七、六	三五、九
	四	一、三二二	一一、七	七、六	四三	一、四九七	八九九	四七、六	三七、四
	二	二、四〇〇	四、〇	三、三	五三	二二八	一三二	五一、八	一〇、九
	二	二、一六〇	六、二	四、三	四九	四七七	二八六	四三、六	一九、〇
	三	一、九四四	七、七	五、〇	四七	六九〇	四一四	四二、六	二五、〇
	三	一、七五〇	九、〇	五、六	四五	八七五	五二五	三七、〇	二五、〇
	四	一、五七五	一〇、〇	六、一	四四	一、〇二二	六〇六	二七、四	二五、三

上等林

十年 十五年

木炭生産量

薪生産量

備考

木炭一俵は正四貫匁とし  
薪一棚は七石とす











### 第十一 著名なる林業

#### 一、大倉山林

##### (一) 位置及地勢

本山林は安倍郡井川村大字田代最深部たる大井川水源を領し、西北は信濃國上下伊那郡に境し北東は山梨縣南巨摩郡に接し、南方の一面のみ井川公有林に接す。東西二里南北八里に亘る二萬五千町歩の大園地にして、海拔一千米より三千二百米に跨る、大井川其の中央を深刻し、傾斜極めて急峻なり

##### (二) 地 况

本山林は赤石山系に屬し、秩父古生層よりなり角岩、砂岩、粘板岩其大部を占め、輝綠凝灰岩、ラジラリヤ板岩を混じ、至る處斷崖は暗黒色或は灰黒色の岩石瓦層して露出す。基岩は中生代或は第三期初期に盛上り、赤石裂線を生じたる衝動時代非常なる壓力を受けて全く混亂粉碎せられ、爲めに岩盤は全く脆弱と化し大小無數の崩潰地は斷へず岩石を墜落せしむる状態にあり、海拔二千米以下の

地は傾斜急峻概ね三十五度以上にして、岩石の露出多く、二千米以上の地は傾斜稍緩にして地層厚く崩潰地又比較的少し

##### (三) 面 積

未だ實測の運に至らず參謀本部五萬分の一圖に周圍を畫し「プラニメーター」を回轉して面積を算出せるものに依れば

總面積	二四、七六四町
内上高部岩石地及偃松帶地域	三、五一〇町
白檜等針葉樹純林地域	一四、四七〇町
内崩潰地	六七〇町
針濶混淆林地域	五、六三二町
内崩潰地	四八〇町
河川敷地	一、一五二町

##### (四) 林 况

本森林は明治四十年以來擇伐したる二千三百町歩以外の地は弘化文久時代落葉松の僅少なる數量を擇伐したることあるも其後林相全然恢復し、高岳地に登りて全林を瞰俯すれば赤石、聖岳を始め其他



の高岳地堰松帯以下は黛色染むるが如き鬱蒼たる千古の大森林にして大井川本流及支流、赤石澤に沿ふ沿岸一帯の地は比較的潤葉樹多く混生するも上部に至るに從而漸次潤葉樹を減じ、遂に殆んど針葉樹の純林と化す。其の林相別面積は

針潤混濬林	五、六三〇町
内崩潰地	四八〇町
擇伐跡地	一、四〇三町
斧鉞の加はらざる地	三、七四九町
針葉樹純林	一四、四七〇町
内崩潰地	六七〇町
擇伐跡地	三九〇町
斧鉞を加へざる地	一二、八七〇町

にして針葉樹純林地域約四分の三以上を占む、針潤混濬林内と雖も土壤淺膚にして傾斜急峻岩石地とも稱すべき峯通は殆んど楡の獨占區域にして土壤稍々厚き所は縦其他の針葉樹に潤葉樹を混生し、沖積層にして猫額大の平地はナラ、クルミ、シオジ、桑等の潤葉樹林たり、上部界は針葉純林地域に入るも峯通にして傾斜三十五度以上の急峻地は米楡の獨占地域とし、土壤厚く傾斜緩なる地は白檜を主

とし僅かに唐檜、白樺を混す、落葉松は崩潰地の周圍に群生す。本森林の林相を形成する主なる樹種を掲記せば左の如し。

- 針葉樹 白檜、楡、樅、唐檜、姫子松、落葉松、樺、檜、樺、アララギ、偃松
- 潤葉樹 オオナラ、カアタモ、カツラ、ハリキリ、キツダ、ミナノキ、ブナ、ハンノキ、シウリ、サイハダ
- カンバ、ナナカマド、シラカバ、シデ、サクラ、イタヤカヘデ、ホホノキ、コブシ、コシアブラ、イヌエンジュ、桑、樺、ヤマグルマ、ウハミツサクラ、等、

(五) 既往の施業

明治四十年始めて伐採に着手す。其の當時は受負に付したるを以て伐採の順序、跡地の更新等を考ふる餘裕なく、只單に受負金額にて伐採し得る範圍内に於て便利の箇所より勝手に伐採し、崩潰地の木落の如き地盤の崩潰を助長する作業稚樹を損傷するが如きは殆んど眼中に無く、所謂掠奪的亂伐を敢てしたるを以て、所有者として遂に黙過するを得ず依て四十三年の事業を以て受請期間中に拘らず事業中止を命じ、四十四年は休止、四十五年より直營を以て二ヶ年伐採したるも經濟上の變動に遭遇し、大正三年、四年又休止し、大正五年より伐採を繼續して今日に及べり。直營事業開始以來は地盤保護は勿論稚樹、幼樹の愛養に意を注ぎ作業せると雖も尙地勢の急峻なると低級なる労働者の關係上



遺憾なきを得ず、然れども請負時代に比して改良進歩の跡、歴然たるは隔世の憾あり。

(六) 蓄積

總蓄積 三一、二三九、六三七尺

(イ) 針葉樹純林蓄積

二四、一六七、一四四尺

内崩潰地周禁伐

六四七、八三七尺

上高地禁伐

一、六九〇、〇一〇尺

普通施業地

二一、八二九、二九七尺

擇伐跡地

六〇四、五〇〇尺

(ロ) 針潤混淆林

七、〇七二、四九三尺

内崩潰地周禁伐

三九八、九〇七尺

擇伐跡地

八四一、二〇〇尺

施業制限地

五、八三二、三八六尺

針葉樹普通施業地に於ける樹種別蓄積量

全蓄積

二一、八二九、二九七尺 (面積一一、六二五町歩)

内白檜

一一、六〇〇、一三九尺

榎

五、一七〇、九五一尺

唐檜

二、二二九、四五四尺

潤葉樹

一、八二八、七五二尺

針潤混淆林施業制限地に於ける蓄積

全蓄積

五、八三二、三八六尺 (面積三、五〇九町歩)

内榎

三、六九二、一三四尺

唐榎

八二六、六六四尺

黒唐榎

二一一、四六九尺

姫子松

三四二、一五二尺

潤葉樹

七六九、九六五尺

(七) 將來施業の方針

(イ) 普通施業

本森林は大部分險阻地否寧ろ絶嶮地と稱するの適切なるを以て將來と雖も農耕に適せず、永久絶體的林地たるは明なる所にして、海拔千米以上三千二百米の間に位する所謂山岳林なるを以て比較的雨量多く、空氣又濕潤、温帯林の終りより寒帯林に涉り林木能く繁茂するも交通極めて不便にして低廉なる勞力を得ること困難なると、傾斜急峻にして土壤淺膚皆伐作業を行はんか、地衣剝離して植樹を



困難ならしむる恐れあり、後世樹たる稚樹は藓毛の如く又竹林の如く、老齡林下に密生するを以て二千米以上の針葉樹純林帯一萬二千五百六十六町歩は白檜米母の前更喬林作業を行ふ事とし、輪伐齡は白檜は工藝的利用に最も適切なる胸高直徑一尺内外に達するには百二十年を要し、又實際の伐採に當りても胸高直徑八九寸以上のものは中心に腐朽空洞多く、伐根年輪調査に依るも百年内外のもの最も多數を占むるを以て安全率を見込みて輪伐齡を百二十年更新期を二十年とす、更新の方法は林地の傾斜急峻なるため光線射入に便なると、氣候濕潤なる等の關係より林内至る處稚樹、幼樹の繁茂密生するを以て既に豫備伐下種伐の時代を経過したるものと看做し、後伐として胸高直徑七寸以上のもの全部を伐採せんとす。

(ロ) 施業制限地

一は絶體施業制限地又は保安制限地とす、保安制限地は上高部岩石地又は偃松帯の下方五十間通り及各所に散在する無數の崩潰地の周圍二十間通りは樹木其のもの、動搖に依り地盤をゆるめ崩潰の範圍を益々擴大する恐れあり依て之は附近伐採の際除去するも、其他は絶體に伐採を禁止、治水上地盤を保護すると同時に下部森林に對し頽雪墜石の危険を防止せんとす。此面積千四百七十五町歩

一は擇伐作業地にして大井川本流及支流赤石澤に沿ふ沿岸急斜地海拔二千米以下の針澗混淆林地區域

全部とす、本地域の殆んど全部絶嶮地にして土壤と稱すべきもなく岩石突兀たるも樹其他の林木極めて能く成育す。斯の如き地なるを以て一度皆伐せんか植樹は殆んど不可能なるのみならず辛じて植樹するも頽雪墜石による被害のため成林の見込なく、且地盤の脆弱に加ふるに傾斜急峻なるを以て老齡木の枯渴に瀕して樹根地層の結合力を薄弱ならしむるに至り、風雨、地震等のため激烈なる動搖を感じ地盤と共に倒伏し、茲に林相の閉鎖を破り漸次附近の立木に及び遂に崩潰地を作るに至る。現今各所に散在する大小無數の崩潰地の成因又茲に存するが如し。斯の如く全く伐採を禁止するも尙且完全に地盤を保護する事能はざるを以て老齡木を漸次或る程度迄擇伐利用し、絶えず地盤の保護に適當なる林木を仕立つると同時に天與の寶物を慕珍するの覺悟を以て輪伐令を百二十年回歸年を四十年として作業することとせり。

年伐面積及利用材積

從來伐木量を加味し年伐面積針葉樹純林地帯前更作業地を百三十町歩とし、針澗混淆林地を百二十五町歩計二百五十五町歩とせり

前更作業地

年伐面積百三十町歩に對する蓄積は二十四萬四千百十二尺メなるも安全率二〇%を控除し、十九萬



五千二百九十尺メを總材積とし、内七寸未満は後繼樹として保存するを以て此材積を控除すれば年伐材積は十五萬六千二百三十二尺メとなるべきも、尙實際伐採利用に當りては現在の運搬法及經濟狀態に在りては潤葉樹を始め伐採搬出の不可能なるものがあると個所に依り母樹の保存を要するを以て之等を約二十%と看做し控除すれば現在伐採利用し得べき立木材積は十二萬四千九百八十五尺メにして總材積の約五割を伐採する計算となる。

擇伐作業地

年伐面積百二十五町歩に對する蓄積は十二萬七千七百七十六尺メなるも、安全率二十%を控除し、十六萬六千二百三十二尺メを總材積とす。回歸年を以て輪伐期を除したる商<sup>1.50</sup>三を以て總材積を除したる五萬五千四百四尺メを年伐量とす。

以上前更作業地擇伐作業地合計年伐量は十八萬三千九百尺メにして之を丸太材積に換算するときは九萬五千六百六尺メとなる。但現在作業の程度に於ては立木材積五三%を利用するに過ぎざるを以て利用率五三%と見做し計算す、

前更作業に關する注意

一、目通直徑七寸以上の立木全部を伐採するを原則とするも現在の經濟上及利用上伐採搬出の困難な

るものは損傷せざる様保存して稚樹の保護又は母樹の効果を全ふすること

一、三間四方内一本の稚幼樹の存在を認めざるが如き密林に在りては約四〇%の勢力旺盛にして次伐期迄生育確實なるものを保存して母樹の用に供すること

一、傾斜緩なる地は可成雪上に伐採運搬を行ひ後繼樹の保護育成に務むる様實行すること

擇伐に關する注意

一、現在蓄積の二分の一を伐採するを原則とし次の回歸年迄に保存木の成長により法正の蓄積に到達し得る様保存木に注意し伐採木を撰定すること

一、大木のみ存在する箇所は全部伐採して空地を作るが如きことなき様注意して適當なる母樹を撰定保存すること

擇伐作業地と前更作業地とを問はず拾本と稱する伐採を避くると共に丸太材の直接地上を滑走轉落するが如き運搬法は絶體に排除し地盤は勿論後繼樹の保護に務むること

(八) 伐採運材方法

従來伐採は主として鉞を以て八尺五寸毎にリスの喰缺きたるが如く伐り込みたる箇所を鋸を以て切り落し、切斷すれば直に不完全なる帯巾を付したる丸太材を生産し平落を行ひて集材し之を小澤に落



し鐵砲出しを行ひ、本流向は直ちに木落し川狩をなしたるも近來は伐採箇所本流向より小澤の奥部となり多く上高部に位するを以て修羅、棧手出し、鐵砲出しを行ふときは、地祇の剝離は土地崩潰を誘致するの恐れあると高價なる木材を損傷すること多きを以て出來得る限り木馬出しを實行するの方針を取るに至れり。然れ共傾斜急峻なる山岳林なるを以て勾配を取り得ざる箇所は今尙木落を並用し尙大正八年より鐵線運搬を研究し實行したるも徑級の大小不同の故を以て未だ充分なる成績を擧ぐるに至らず。

將來に於ては丸太の造材には出來得る限り鋸造材を實行し、極めて僅少なる皆巾を付し一定箇所集材したる上は木馬出し又鐵線出しを行ひ丸太其物の滑下は出來得る丈け回避し以て土地の崩潰及材の損傷を排除せんとす。尙目下計畫中に屬する林内樵島より山梨縣南巨摩郡硯島村大字大島に通ずる架空索道の架設せられ川狩運材を革新するの時に至れば臺灣阿里山に使用せらるゝが如き集材鐵索を採用し木材の集約的利用と同時に地盤地祇の保護は勿論後繼樹の保護育生の完全を期せんとす。

(九) 造林

以上記載したるが如き前更作業を目的とする森林に有りては之が實行に當りて經驗ある専門技術者の一樹一本に對する調査を行ひ伐採木と保存木とに記號を附し、然る後更新上注意を拂ふが如き良好

の植夫を入山せしめて伐採するが如き集的なる事業を施行する時代に至れば殆んど人工植栽の必要なきが如しと雖も現在の如く伐採搬出の經費を極度に節減するも尙收支計算の困難なる經濟状態に有りては伐採の如きは殆んど人夫階級のものに一任するの外策の施すべきもの無きを以て勢ひ伐り過ぎ殆んど裸地に等しき伐採跡地を發見したるを以て國度保安は勿論更新上重大なる關係あるを考慮し至細に調査したるに左表の成績を得たり。

一町步當	ハンノキ	百本	白カンバ	二百本
	ミネバリ	百本	ホホカマド	三百本
	米	六千八百本	唐	三百本
	榎	三千五百本		

斯くの如き極端なる裸地と見ゆる箇所と雖も至細に調査すれば將來成育完全なる稚苗一町步當一萬一千百本を現存するを以て人工植栽地に比して多きに過ぐ、然れ共配置状態の異なるは又止むを得ざるを以て三間四方一本の稚樹を存せざる地は補植を行ひ以て天然更新を幫助せんとす、單に補植と稱するも地域に依り各其の樹種を限定せらるゝを以て針葉樹純林地帯に於ては伐採に際し平地に近き緩斜地を發見のときは木を適度に切り疎したる後土地を開墾して樹下苗圃を作り六月下旬一尺内外の



白檜木の稚樹を掘り取り來りて移植し二三年間放置し、樹根の發育完全なるに至りて補植苗に充てんとし既に大正八年より樹下苗圃を設置し將來繼續實行せんとす。針濶混淆林擇伐作業に於ては伐り過ぎ又は木材搬出設備のため裸地を生じたる場合に檜木羅漢柏等陰樹の苗木を補植せんとす、將來濶葉樹の利用開け未木枝條迄製炭に利用し得るが如き集積的なる作業を行ひ得る時代に至れば緩傾斜地に於て土壤淺からざる地は皆伐作業を實行して優良樹種の造林を行はんとす。

## 二、金門林業組

### (一) 金門林業組の組織

金原明善翁門下田村善藏氏外三名の共同經營に係る林業にして其の組織の沿革を尋ねるに左の如し。國土は山を以て骨格となし川を以て筋脉となす、故に國土經營の要は山川を治むるに在り。若しも山川を荒廢の儘に付し去らんか健全なる國家の發達得て期すべからざるなりとは恩師金原觀水先生の恒言にして又其實踐躬行する所なり。家財を委して天龍川河身改修の工事を創營し、又上流磐田郡瀬尻の荒廢山林を改良して水源を涵養し一は以て治水の根基を固め、一は荒廢無價値の山谷をして有價良森林たらしむる等國土經營の効實に少小にあらざるなり。吾々門生の如き常に先生に隨從して其黨

陶の許に成育したる輩に在りては亦聊か先生の志行に倣ひ併せて國恩の萬分の一に報ゆるの術なくして可ならんや、是れ本組合成立の微衷なり。

明治二十六年十月先生大井川水源地跋涉の砌り鈴木信一氏（濱名郡篠原村）隨從して榛原郡下川根村家山又平傳一氏に泊す、其夜里人を集めて造林事業を説話し之を誘導獎勵す。主人傳一氏曰く、當山河内を上る事二里半許山あり、本村内宇雲見山と稱す山主賣却の意あり、若し之を買入れて大いに改良を行ひ、瀬尻の天龍川林業の模範たる如く雲見山を以て大井川の瀬尻たらしめば當に吾々沿岸村民の利益なるのみならず實に一世の大利益とならんと切望して止まず、依て翌朝を以て迂回して所謂雲見山を遠望せり、然るに當時は瀬尻の植込未だ豫定の半に達せず全力を擧げ經營せる有様なるを以て未だこの地に着手するの餘裕あらず、是れより後十年明治三十五年三月越木平金原林の世話人藤田清十氏雲見山持主福川安太郎氏、小谷山持主八木安平、又平半藏兩氏の依頼を受け瀬尻金原林業事務所に來り右林地買入の懇情あり、該山は既に前文の因縁もあり、且地味、地勢、交通の便等恰當の山林なるを以て所員鈴木寬剛氏屢々出張して實地の取調をなし越へて翌明治三十六年四月鈴木信一氏、竹内徳平氏兩人島田驛より東岸を上り家山河内を踏査して雲見山に上り林況を實檢し愈々當山を買入れ大井川の瀬尻たらしめんとの意を決せり。



即ち明治三十六年四月天龍川驛竹内徳平氏方に同氏及餘木信一氏、田村善藏氏、岩淵義一氏、瀧口和佐吉氏、竹内徳平氏の六名會合し金原明善翁に面謁し植林につき示教を受け金門林業組を組織し雲見、小谷兩山を買入れ植林事業を開始することに合意決定、明治三十六年八月雲見、小谷兩山實測終了同年十月登記手續完了す。

其後明治四十二年中川根村藤川山林を大正元年上川根村ウツナシ山林を同二年下川根村大谷山林を購入經營以て今日に至る。

(二) 山林所在地及現在所有者

村	大字	字	地番	臺帳面積	實測面積
下川根	家山	ヒソカミ	四、〇七四番 外八筆	四、〇、五六〇	町 二六六、八四三
同	同	松切ホツ	四、二三番 外五筆	四〇、八〇〇	
同	同	大谷山	三、九五八番 外二筆	三三、二七〇	七九、〇三二

中川根	藤川	用留	九八ノ一五 外二九筆	六二、九三〇	三三、九〇九
上川根		ウツナシ	六九番	一三、三二〇	
計				一八〇、八九〇	五六七、八〇三

以上家山字、ヒソカミ字松切ホツを通稱雲見山と稱す、其の持分を見るに

雲見山

地名	持分
濱名郡和田村	持分三分五厘
三州二川町	同 四分
濱名郡白須賀町	同 一分五厘
濱名郡赤佐村	同 一分
大谷山 雲見山と同	

上川根村及中川根村所在分 竹内、田村兩氏五分宛

而して雲見山一團を以て金門林業組織當時に於ける持分は田村善治氏三分、鈴木信一氏一分五厘竹内徳平氏（龍雄と改名）一分五厘、瀧口和佐吉氏二分、鈴木寛剛氏一分、岩淵義一氏一分なりしを



夫々譲渡し前記の通り持分に變更を生ぜるものとす。  
 (三) 事業の概況

造林 購入當初の山林は何れも雑木林伐採跡地なりし關係上直に造林を開始し雲見山は明治四十三年全林地の植林終了す其の樹種別本數を見るにスギ五〇、一三一九本、ヒノキ二〇二、四七九本、合計七〇三、七九八本を算す、大谷山は大正十三年植林の完了を見スギ八九、八二五本、ヒノキ一一二二〇本、合計二〇二、〇三五本を藏す、又藤川山は本年を以て植林の完成を見るに至りスギ植付本數は二一五、七四五本、ヒノキ二七九、九四六本、落葉松三、七八三本、合計四九九、四二九本に達し各林地とも成績概ね可良に屬す。

間伐 雲見山當初植林に係る分は既に二十年以上に達し順次間伐の必要を認められ既に大正十二年より間伐事業開始せられ、年々木數一万本間伐の豫定を以て繼續せられつゝあり、而して其の間伐方法を見るに第一回間伐は植栽後二十年に於て日壓木及曲木を除き立木數を千七百本乃至千八百本に整理し(植栽本數二、七〇〇一三、〇〇〇本)第二回間伐は二十三年に達せる時とし立木數の割を除き去する方針とし主として立木の配置を考慮し第三回間伐は二十七八年に至り施行せんとする方針にありと云ふ。而して伐採に當りては管理者に於て撰木記號を付し主として請負制度に依り施行せられ

立木一本に對する伐木費は三錢五厘乃至四錢とし、造材は直營にて行ひ末口一寸迄をとりつゝあり。

#### 運搬施設

間伐材搬出及巡視用として、雲見山に於て幹線二十五町の林道を大正十三年に完成し、支線三千七百八十間の完成せるあり、別に間伐材搬出専用として鐵線九ヶ所この延長二千間に達するものあり、要するに林道及鐵線は間伐及主伐に伴ひ年々五百間乃至一千間を延長せんとする計劃に在りと云ふ。  
 保護及管理

保護及管理に關しては下川根村家山川口智教氏本組設立當時より主として之が任に當り其の後大正十年同氏令息庄吉氏之が經營の任に當り引續き今日に及べるものにして、現在雲見山に作業所三ヶ所藤川山に一ヶ所を有し常に巡視し事業實行上の計劃を樹立しつゝあり。

### 三、智者山林業

#### (一) 概況

志太郡東川根村の東方に聳ゆる所謂智者山一帯に亘る林業にして海拔四百米乃至一千百米の間に位



し、臺帳面積六百六十町歩實測一千百餘町歩の大造林地とす、明治二十二年山崎淳一郎氏、高林維兵衛氏、黒田定七郎氏及小野田五郎兵衛氏等共同を以て雜木原生林を買ひ入れ二十三年より伐木造林に着手し爾來支配人小野田幾太郎氏の指揮の許に着々事業の進行を見み大正五年迄に杉檜の植栽を完了するに至る、この間或は養苗に對する各種試験或は山間不毛地を開拓し、山葵田を作り副収入の増殖を計り或は林地の一部を藤枝農學校の演習地として提供せる等其の業績の見るべきもの多々あり、而して全林地に於ける杉檜の割合を見るに杉林は實に其の八割を占め殘餘の二割は檜林の占有する處にしてこの樹種の配合より見るも地味地質の如何に優良なる哉を窺ひ知り得べし、從て其の成長又宜しく既に大正十年には杉林七町歩同十五年には十五町歩の主伐をなすに至り、今後年々所定の主収入を擧げ得るの道程に到達せり。

## (二) 施業の概要

樹苗及植栽本數 苗木は殆んど凡て自家養苗に俟つものにして養苗に關しては播種試験及方向試験等林地實際につきよく試験し其の結果を林地に應用施業上遺憾なきを期せられたり、而して一町歩當植栽本數は曩には吉野林業に準し密植主義をとられ一時四千本乃至五千本を植栽せる事あるも其の後に於ては順次粗植となり現在の植林に係るものは三千五百本を標準として行はれつゝあり。

蔓切、掃除伐、枝打 植栽後十一年目の夏即ち下刈を終了せば茲に始めて蔓切及掃除伐を行はれ爾後五年を経過せる十六年目の秋より翌年初春に於て枝打をなす、本流域に於てよく枝打の行はるゝもの本造林地一あるのみと云ふを得べし、而して其の工程蔓切掃除伐は一人五畝歩を、枝打は七畝歩をなし得ると云ふ。

間伐 第一回間伐は植付後十八年目乃至二十年目に之を行ふと雖も運材の關係上樹齡四五年の差あるも同時に之を遂行しよく其の材の利用を計りつゝあり、而して樹皮を利用するものは土用中央或は土用明より九月末日迄に於て施行せられ、然らざるものは四月上旬より五月初旬迄の間に於て行はる。

間伐木は之を利用木と不利用木に區分し、利用木は二間末口一寸以上あるものとし、間伐と同時に剥皮し、不利用木は只單に切り捨てつゝあり、而して間伐木の撰定は熟練せる人夫一名と然らざるもの四五名を以て一組となし要間伐木には一々藁を結び伐木及剥皮は凡て請負制度に依れり。

人夫使用法 人夫を分ちて巡視、人夫頭(臨時人夫頭)補充員、普通人夫となし、日常の作業に關しては常議會と稱し役員及人夫頭以上の數名事務所に毎晩會合し翌日の作業計劃を樹立し其の結果に依り人夫頭は人夫を引率して所定の個所に於ける作業に従事し巡視は時々其の作業を監督し作業の完成を計り、作業は極めて圓滑に進行せられつゝあり、而して本林地は全然山地に屬する關係上人夫中妻



帶者には事務所の附近に人夫小屋を支給し獨身者は事務所に宿泊せしむ之れ等入夫は凡て常用に依れり。

火防 火災防備のため同山林中幅員十五間乃至二十間の刈拂防火線五ヶ所を設置する外、特に同山林消防隊を組織し常に警備に任ず消防隊員は同山林植林其の他事業に關係ある入夫一切を以て組織せられ現在十五名あり器具としてナタ、ノコ、クワ、カマを事務所に準備す。

## 第十二 製材

### 一、製材事業の發達

大井川流域製材事業は木材の集散地たる島田町を中心として金谷町、大長村等に發達し、上流地方には見るものなし、而して其發達の状況を見るに極めて最近の事に屬す、即ち明治二十五年當時島田町八木昇氏は森十兵衛氏と謀り大井川河畔島田町横井に製材工場を建設す、是れ島田町に於ける製材工場の嚆矢にして、其後明治二十七年頃に至り加藤友吉氏經營に係る水力製材工場を始め其他工場簇出し漸時隆盛となるに至る蓋し島田町向谷附近は貯木並に木揚等に便利なるが爲め忽ち異狀の發展をなしたるものにして、明治四十三年に至りては其の數三十を算へ金谷町、大長村等順次製材工場の發達を見、越へて大正十二年には本流域製材工場は六十八に及び昭和元年には更に其數九十を算するに至れり、而してこの間財界の不況及外材の輸入に伴ひ其の打撃を受け創設閉鎖等終始行はれ或は清水港に工場を移轉せるものなきに非らざるも要するに天龍、清水と共に本縣有數の製材地とす。

### 二、製材能力及其の變遷



年	工場數	原動力				機械臺數			現業員	消費資材
		電力 馬力	蒸氣 馬力	石油	水力 馬力	丸鋸 台	堅鋸 台	帶鋸 台		
大正八年	六	一三三	一、二九九	一	一六六	二五一	一三	一	一、二二八	五三、四〇〇
大正三年	六	一、二九三	八九〇	一六	一、五四、五	二九九	七七	一三	八二四	四七九、八五〇
昭和元年	九〇	一、三三八	八二五	二六	一、七二、七五〇、七五	二八四	七	一七	九〇三	五二七、三〇九

以上大正八年及昭和元年を對比するに大正八年に於ける工場六一は昭和元年に至りては九〇に激増し原動力一、五九八馬力は二、一五〇餘馬力に増加せるに従業人員に於ては大正八年の一、二二二人に對し九百三人に減少し居るを知る、之れ大正八年は好況の絶頂期にして操業非常に多忙なりし結果と見るを得べく、昭和元年に至り却つて従業員の減少せるは材界の不況と併て人力の機械化したるため人員に過剰を來せる結果と見らるべし。尙消費資材に於て大正八年と昭和元年に於て其の數大差なく却りて大正八年の工場少き當時に於て大なるは材界好況により各工場共全能力を發揮せる爲なるべし。

### 三、製材人夫賃變遷

大井川材木商同業組合内製材製函業組合に於て協定せる製材職工人夫賃の變遷を見るに左記の如し。

年 月	職 工 長	一 等 職 工	二 等 職 工	三 等 職 工	四 等 職 工	五 等 職 工	見 習 職 工
明治 三、三	、六〇〇以下	、五〇〇	、四五〇	、三〇〇	、三〇〇	、二五〇	、
四一、九	、六〇〇以下	、五五〇	、四〇〇	、三〇〇	、三五〇	、三〇〇	、
大正 四四、七	、六〇〇以上	、六〇〇	、五〇〇	、四〇〇	、四〇〇	、三五〇	、
七、一一	、一、〇〇〇以上	、一、〇〇〇以上	、九〇〇以上	、八〇〇以上	、七〇〇以上	、六〇〇以上	、
一一、一二	、一、七〇〇以下	、一、五〇〇以下	、一、二〇〇以下	、一、〇〇〇以下	、七〇〇以下	、六〇〇以下	、
一三、一	、二、〇〇〇	、一、九〇〇	、一、六〇〇	、一、五〇〇	、一、〇〇〇	、	、六〇〇
一三、四	、一、八〇〇—一、八〇〇	、一、三〇〇—一、七〇〇	、一、一〇〇—一、四〇〇	、九〇〇—一、二〇〇	、九〇〇以下	、	、五五〇以下
一四、三	、一、五〇〇以下	、一、三〇〇以下	、一、一〇〇以下	、九〇〇以下	、	、	、五〇〇以下
一五、三	、一、五〇〇以下	、一、三〇〇以下	、一、一〇〇以下	、九〇〇以下	、	、	、五〇〇以下
一五、三 以降	、一、五〇〇以下	、一、三〇〇以下	、一、一〇〇以下	、九〇〇以下	、	、	、五〇〇以下



四、製材賃金 (昭和三年現在)

種目	北洋材	縦樺松材	杉材	備考
正七八分板百間	二四、三〇〇	二七、〇〇〇		(一) 杉三間物以上は各歩合に依り倍賃のこと (二) 檜は杉の二割増のこと (三) 雑木は縦樺の二割増のこと (四) 丸挽は角板賃金の壹割減のこと (五) 建築材及眞去材は其都度材主と協定すること (六) 以上列記せる賃金の外不特定の角材は三割増のこと (七) 用材にならざるもの(バタ類)及一尺以下の端物は工場主に於て申受ること
正六分板百間	二〇、七〇〇	二二、五〇〇		
正四分五厘以上百間	一八、九〇〇	二〇、五〇〇		
正六分以下百間	一七、一〇〇	一八、九〇〇		
大 横 一 丁	一〇、三〇〇	一四、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
中 横 一 丁	一〇、一〇〇	一三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
小 横 一 丁	一〇、〇〇〇	一三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
二五横 一 丁	一〇、〇〇〇	一三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
垂木一寸五分角一本	一〇、三〇〇	一三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
平 割 一 間	一〇、一〇〇	一三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
板割二間幅一尺	一〇、一〇〇	一三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	

二間一丈正角一本尺	八、四〇〇	七、四〇〇
同 末 口 角 同	六、五〇〇	六、五〇〇
同 普 角 同	五、四〇〇	五、四〇〇
一本取自一寸五分至二寸	〇、七〇	〇、七〇
瓦 棧 一 丁	〇、三〇	〇、三〇
二ツ割 一 丁	〇、一〇	〇、一〇

五、製材規格

大井川材木商同業組合定款に定められたる製材の規格は左記の通りにして、大正六年二月改正後變更なし。

種目	幅	厚	長	一束又ハ一個ノ量	改正前
大板	三分切	六分五厘	十二尺五寸以上	尺三枚入九尺三寸	厚八分長十二尺七寸
板割	二分切	六分五厘	十二尺五寸以上	尺三枚入八尺三寸	厚九分長十二尺七寸
大横	三寸六分	五分五厘	同	尺三枚入八尺三寸	厚九分長十二尺七寸
板割	三寸六分	五分五厘	同	尺三枚入八尺三寸	厚九分長十二尺七寸







同十五年 自三月三十一日午前六時—午後六時 自十一月三十一日午前六時—午後六時半  
 自十二月三十一日午前六時半—午後五時半  
 昭和二年以降 自三月三十一日午前六時—午後六時 自十一月二十八日午前六時半—午後六時半  
 自十月三十一日午前六時—午後六時  
 但保護職工並に婦女子は午前七時より午後六時迄とす

以上改正四回に亙り現在に到達せるものにして尙休憩時間に關しては大正十一年以前に於ては別に定めなきも、大正十一年の就業時間改正に伴ひ四月より九月迄は午前八時に十五分、午前十時に三十分、正午十五分、午後二時に三十分、午後四時に十五分、十月より三月迄は午前十時に三十分、正午十五分、二時に三十分、作業の都合に依り午前八時及午後四時に十五分の休憩をなし、大正十五年の改正に依り午前十時に三十分、午後二時に三十分となり、引續き現在に至る。

大正九年以前 一日、十五日  
 大正九年六月 毎日曜  
 大正十四年一月 第一及第三日曜

現在 第一及第三日曜  
 但火力及水力は 一日、十五日

七、製材職工に對する優遇方法

製材職工に對しては從來製材製函業組合に於て職務上負傷若くは疾病に罹りたるものに對しては夫々其の程度に依り十圓より八十圓に至る補助をなし居たりたるも健康保險法の施行せらるゝに際し之を廢止し、現在は年一回法服及手拭を給與し、或は工場に依り春秋二期山又は海濱等に遊山を試みて職工の慰安に努めつゝあり。

八、過去十ヶ年間に於ける製品數量價格

品名	單位	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	昭和二年
樽丸太	尺	110,000 尺	113,000 尺	110,000 尺	110,000 尺	117,000 尺	111,000 尺	113,000 尺	111,000 尺	111,000 尺	111,000 尺
		110,000 円	115,500 円	110,000 円	110,000 円	115,000 円	111,000 円	101,000 円	84,000 円	77,000 円	60,115 円











計	同板類坪		同積類挺	
	金額	坪	金額	挺
大正七年	二三五、七〇〇	二、九六〇	二三五、七〇〇	二、九六〇
大正八年	三九六、〇〇〇	三、二七〇	三九六、〇〇〇	三、二七〇
大正九年	二三五、二七〇	二、九六〇	二三五、二七〇	二、九六〇
大正十年	四四五、八〇〇	四、六三一	四四五、八〇〇	四、六三一
大正十一年	四六三、三〇〇	四、八四〇	四六三、三〇〇	四、八四〇
大正十二年	四八四、〇〇〇	五、〇〇〇	四八四、〇〇〇	五、〇〇〇
大正十三年	四三九、七〇〇	四、九二〇	四三九、七〇〇	四、九二〇
大正十四年	三、五七五、〇〇〇	三、七二〇	三、五七五、〇〇〇	三、七二〇
昭和元年	三、〇九七、〇〇〇	三、〇九七	三、〇九七、〇〇〇	三、〇九七
昭和二年	三、〇一八、七四八	三、〇一八	三、〇一八、七四八	三、〇一八

以上製品を建築材及箱材の兩者に區分すれば

種別	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年
建築材	一六、二七〇	二七、四二六	二一、五七〇	三、一七四	三、五三三	三、六四三	三、三六六	二、七五三	二、四〇八	二、三三四
箱材	六三、二五〇	二四、五三〇	二五、八〇〇	一、三二八	一、〇七八	一、〇二五	一、〇九一	八二、二〇〇	六八、〇五〇	七六三、八六五
箱材割合	二七、三%	三二、四%	五〇、一%	二九、四%	三三、九%	二四、九%	二四、八%	三三、〇%	三三、三%	二六、〇%

前表に於て見る如く年に依り一定せざるも製函業は製材事業中一割二分乃至五割に達し函類賣行の良

不良は當地方製材事業に相當大なる影響を有せり。

### 九、木材製品價格の變遷

種別	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年
樽丸太 尺	五、五〇〇	八、五〇〇	二二、〇〇〇	八、五〇〇	九、〇〇〇	八、〇〇〇	七、五〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	六、五〇〇
同角材 同	一〇、〇〇〇	一四、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一七、〇〇〇	一五、〇〇〇	一三、〇〇〇	一二、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
杉丸太 同	六、五〇〇	一一、〇〇〇	一四、〇〇〇	一一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	九、五〇〇	八、五〇〇	七、五〇〇	七、〇〇〇
同角材 同	一〇、〇〇〇	一八、五〇〇	一九、〇〇〇	二二、〇〇〇	二一、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一〇、五〇〇	九、〇〇〇	八、五〇〇	八、〇〇〇
檜丸太 同	九、〇〇〇	一六、〇〇〇	一八、〇〇〇	一五、〇〇〇	一六、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一一、〇〇〇
同角材 同	一八、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三三、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二四、〇〇〇
普通茶箱 一個	一、七五〇	一、五〇〇	一、六〇〇	一、四〇〇	一、三〇〇	一、一五〇	一、一五〇	一、〇〇〇	九〇〇	九〇〇
石油箱 同	三、〇〇〇	六、〇〇〇	七、五〇〇	四、五〇〇	四、三〇〇	四、〇〇〇	三、五〇〇	三、三〇〇	三、〇〇〇	二、七〇〇
蜜柑箱 同	〇、八〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	〇、九〇〇	〇、九〇〇	〇、九〇〇	〇、八〇〇	〇、七〇〇	〇、六五〇	〇、七五〇



箱	ビール	一個	、七〇〇	、一、五〇〇	、一、五〇〇	、一、一〇〇	、九〇〇	、九〇〇	、八五〇	、七五〇	、七〇〇	、六〇〇
煙草箱	同	同	、二五〇	、四、一〇〇	、四、〇〇〇	、一、〇〇〇	、三〇〇	、三〇〇	、二七〇	、二五〇	、二五〇	、二五〇

一〇、製品の仕向先及取引

以上製品は種類に依り其の取引先一定せざるも概して關東方面を主とし、大正十年に於ては關東關西略同額にして大正十一年には關西稍々優り關東四分に對して關西六分となりたるも爾來關東は順次増加し大正十二年關東六、關西四、大正十三年關東七、關西三にして、大正十四年以降同様たり。而して製品の販賣は從來委託販賣に依るものありたるも現在に在りては殆んど其の跡を絶ち一定相場の許に注文を受けて取引行はれつゝあり、代金支拂に關しては荷爲替を附し送荷するものあるも多くは十五日及月末の二期に於て支拂はれつゝあり。

第十三 著名林業家及製材業者氏名

一、五十町歩以上山林所有者 (臺帳面積に依る)

井川村

所有面積	住	所	氏名	備	考
一三、三二〇町	志太郡	島田町	東海紙料株式會社	天然林	
三、八八〇	同	同	加藤友吉	同	
三、〇〇〇	安倍郡	井川村	井川村	人工林五百町歩	
七一〇	志太郡	島田町	平口與市	天然林	
六五〇	清水市	駒越	福島庄太郎	同	
五四〇	名古屋市		愛知縣信用組合聯合會	同	
三一〇	濱松市		中村藤吉	同	
二二〇	安倍郡	玉川村上落合	長島庄太郎	人工林	







所有面積	住	所	氏	名	備
一〇〇	同	同	山	歌	人工林七 天然林三
一〇〇	安倍郡	清澤村	小林	美之助	人工林四 天然林六
一〇〇	志太郡	東川根村	杉山	藤内	人工林六 天然林四
一〇〇	同	同	坂本	藤吉	人工林八 天然林二
八〇	濱名郡	積志村	高林	兵衛	人工林
七〇	志太郡	東川根村	井林	清藏	人工林五 天然林五
六〇	同	同	池上	秀吉	人工林八 天然林二
六〇	同	同	橋本	勇一郎	人工林九 天然林一
六〇	同	同	大下	長吉	人工林六 天然林四
六〇	同	同	佐藤	長吉	人工林六五 天然林三五
六〇	同	同	東川	根村	人工林九五 天然林〇五
五〇	静岡市	上桶屋町	水上	房吉	人工林
五〇	志太郡	東川根村	望月	勝吉	人工林三 天然林七
五〇	同	同	千澤	林作	人工林七 天然林三

所有面積	住	所	氏	名	備
六六〇 <sup>町</sup>	小笠郡	掛川町	山崎	健太郎	人工林
四五〇	東京府	下品川町	益田	農業株式會社	人工林七 天然林三
二五〇	志太郡	東川根村	小澤	洵平	人工林七 天然林三
二三〇	同	同	鈴木	萬吉	人工林九 天然林一
一八〇	同	同	杉山	秀化	外四名 人工林二 天然林八
一八〇	静岡市	安西三丁目	尾崎	元次郎	人工林
一六〇	志太郡	東川根村	中野	萬吉	人工林八 天然林二
一三〇	同	同	千澤	源吾	人工林六 天然林四
一三〇	同	同	市川	壽助	人工林九 天然林一
一二〇	長野縣	東筑摩郡	野間	藤次郎	人工林七 天然林三
一一〇	志太郡	東川根村	鈴木	萬吉	外一名 人工林三 天然林七
一〇〇	同	同	田畑	幸作	人工林七 天然林三

考



德山村

所有面積	住	所	氏	名	備	考
六九町	志太郡	德山村堀之内	山本	嘉三		
一四六	同	同	金子	利郎		
六二	同	同	松下	增太郎		
六八	同	同	竹中	嘉平		
八五	同	同	勝山	愿一		
一二九	同	同	勝山	龜太郎		
七四	同	同	勝山	平一郎		
七六	同	同	勝山	實平		
五四	同	同	勝山	次平		
三五	同	同	勝山	次平		
七四	同	地名	山下	八太郎		

笹間村

所有面積	住	所	氏	名	備	考
八九	同	田之口	鈴木	桑藏		
五〇	同	同	鈴木	幸作		
五五	同	同	長島	儀太郎		
一五九	同	一町河内	横畑	源次郎		
一一〇	同	同	的場	繁藏		
一四一	同	同	柴田	五平		
一六九町	志太郡	笹間村三藤	白井	作左衛門	人工林	
二三四	同	桑之山	兒玉	春太郎		
二五八	同	同	森西	靖同		
三一六	同	栗原	岡村	百而		



伊久身村

所有面積	住	所	氏名	備考
四五四町	志太郡伊久身村伊久美	西野與吉	人工林三、五 天然林六、五	
九七	同	桑之山	兒玉作次郎	同
五六	同	大平	和田榮作	同
五三	安倍郡清澤村	小林榮吉	野口庄一郎	同
七五	東京市	吉川覺次郎	山本堅吉	同
七八	静岡市安西	鈴木常助	鈴木常助	同
六一	同 市研屋町	鈴木常助	鈴木常助	同
九七	東京市日本橋區	鈴木常助	鈴木常助	同
五三	榛原郡中川根村久之脇	藤田榮作	藤田榮作	同
七四	志太郡伊久身村伊久美	堀田惠熊吉	堀田惠熊吉	同

一三四	同	大森	中谷富隆	同
一三〇	同	粟原	岡村幸逸	同
一一九	同	石上	木儀一郎	同
一〇一	同	大平	清水芳吉	同
一九九	同	伊久身村伊久美	堀野與熊吉	同
一〇三	榛原郡金谷町	金谷共榮	金谷共榮	同
一〇三	静岡市新通	岡村爲吉	岡村爲吉	同
一〇八	濱松市成子	鈴木幸作	鈴木幸作	同
五〇	志太郡笹間村石上	北島吉太郎	北島吉太郎	同
五五	同	北嶋八間	北嶋八間	同
五〇	同	坂口爲吉	坂口爲吉	同
六一	同	入屋太一郎	入屋太一郎	同
八三	同	中谷快一郎	中谷快一郎	同
五二	同	岡埜谷清一	岡埜谷清一	同



二二五	志太郡伊久身村伊久美	堀惠作五郎	人工林三、五 天然林六、五
一七九	同	平口五平次	人工林四、〇 天然林六、〇
一三四	同	石神佐太郎	人工林四、〇 天然林六、〇
一三〇	同	西野金七	人工林三、五 天然林六、五
一二六	同	西野久藏	人工林三、五 天然林六、五
一二一	同	福井伊太郎	人工林四、五 天然林五、五
九六	同	杉澤源七	人工林三、五 天然林六、五
八九	同	兼田彌三郎	人工林三、五 天然林六、五
七五	同	森下助治	人工林三、〇 天然林七、〇
七七	同	羽根田隆之助	人工林三、五 天然林六、五
七〇	同	大橋市藏	人工林四、〇 天然林六、〇
六九	同	西本作市	人工林三、五 天然林六、五
五五	同	原田淺右衛門	人工林五、〇 天然林五、〇
五二	同	伊久美	人工林三、五 天然林六、五

上川根村

三七七	同	西井戸金藏	人工林二、五 天然林六、五
一二〇	同	大井神社	
一二七	同	松岡豊吉	
二二一	同	殿岡幸治郎	
九三	同	安竹幸作	
一、六四一	同	上川根村	
一六八	同	中村根村	
五〇	同	酒井久吉	
八五	同	又平鐵次郎	

中川根村



五和村

所有面積	住	所	氏名	備考
五八町	榛原郡中川根村下長尾		小林 猛 朗	人工林四、〇 天然林六、〇
六七	同	同	藤田 榮 作	人工林四、〇 天然林六、〇
五八	同	上長尾	鈴木 豐 太郎	人工林四、〇 天然林六、〇
七四	同	藤川	德島 若 太郎	人工林三、〇 天然林七、〇
九一	同	同	森下 藤 四 郎	人工林四、〇 天然林六、〇
六七町	榛原郡五和村高熊		鈴木 儀 平	人工林二、五 天然林七、五

二、著名製材業者

志太郡島田町 東海紙料株式會社

- (一) 創 業 明治六年
  - (二) 原動力 電力二百馬力
  - (三) 鋸 自働鋸一、豎鋸六、丸鋸五、帶鋸一、端切鋸一、鉋一、函切組鋸四
  - (四) 一ヶ年消費資材 黒木材六万乃至七万石
  - (五) 従業員 五六人
  - (六) 主要製品 板類
- 同 所 加藤商事合資會社
- (一) 創 業 明治四十四年
  - (二) 原動力 水力百馬力
  - (三) 鋸 自働鋸二、豎鋸五、丸鋸五、帶鋸二、端切鋸二、函切組鋸八
  - (四) 一ヶ年消費資材 黒木材三万石
  - (五) 従業員 八二人
  - (六) 主要製品 板類
- 同 所 合名會社 平口製材所



- (一) 創業 明治二十七年
- (二) 原動力 火力百七十馬力
- (三) 鋸 自働鋸一、豎鋸三、丸鋸一、帶鋸二、端切鋸一
- (四) 一ヶ年消費資材 黒木材二万五千石
- (五) 従業員 四九人
- (六) 主要製品 板類

同 所 ① 近藤木工所

- (一) 創業 明治三十二年
- (二) 原動力 火力七十五馬力
- (三) 鋸 自働鋸一、豎鋸三、丸鋸二、端切鋸一、鉋二、函切組鋸六
- (四) 一ヶ年消費資材 北洋材一万石
- (五) 従業員 四〇人
- (六) 主要製品 函類

同 所 丸江製材所

- (一) 創業 明治四十一年
- (二) 原動力 火力七十五馬力電力五十馬力
- (三) 鋸 自働鋸一、豎鋸三、丸鋸二、端切鋸一、鉋一、函切組鋸四
- (四) 一ヶ年消費資材 黒木材七千石
- (五) 従業員 三〇人
- (六) 主要製品 板類

同 所 聖東製材所

- (一) 創業 大正十二年
- (二) 原動力 火力六十馬力電力二十馬力
- (三) 鋸 自働鋸一、豎鋸三、丸鋸二、端切鋸一、鉋一、函切組鋸五
- (四) 一ヶ年消費資材 北洋材二万石
- (五) 従業員 四九人
- (六) 主要製品 函及建築材

同 所 ② 製材所



- (一) 創 業 大正九年
  - (二) 原 動 力 火力六十馬力
  - (三) 鋸 豎鋸三、丸鋸三、函切組鋸三
  - (四) 一ヶ年消費資材 白木材二万石
  - (五) 從 業 員 三四人
  - (六) 主要製品 板建築材
- 今 製 材 所
- (一) 創 業
  - (二) 原 動 力 電力七十五馬力
  - (三) 鋸 自働鋸一、豎鋸三、丸鋸一、端切鋸一、函切組鋸一
  - (四) 一ヶ年消費資材 白木材一万石
  - (五) 從 業 員 二八人
  - (六) 主要製品 板類

### 附老樹名木

本流域に於ける老樹名木の著明なるもの左の如し。

針 葉 樹

樹種	胸高周圍	樹高	樹齡	俗稱	所在地
杉	三八、〇	八四、〇	一、二五、年	開山杉	大津村千葉智満寺境内
杉	三〇、〇	一〇八、〇	不詳	一本杉	同 所
杉	二八、〇	一〇八、〇	不詳	頼朝杉	同 所
杉	二八、〇	一〇八、〇	不詳	大杉	同 所
杉	二五、〇	九〇、〇	不詳	雷杉	同 所
杉	二五、〇	九〇、〇	不詳	盛相杉	同 所
杉	二四、〇	九〇、〇	不詳	經師杉	同 所
杉	三、五	九〇、〇	不詳	達磨杉	同 所
杉	三、〇	二〇、〇	五三		徳山村堀之内郷社淺間神社境内



樹種	胸高周圍	樹高	樹齡	俗稱	所在地
杉	二〇、〇	二一〇、〇	五三	天狗杉	德山村堀之内大泉院境内
扁柏	一八、五	一五〇、〇	不詳	七本扁柏	東川根村藤川天王山小長谷城跡德谷神社境内
杉	一八、五	八〇、〇	三三	阿主南寺大杉	伊久身村身成阿主南寺境内
杉	一七、五	二七〇、〇	不詳	御神木	東川根村田代大井神社境内
杉	一五、五	二〇〇、〇	三三	本杉	德山村田之口津島神社境内
杉(相生)	一五、〇	二〇〇、〇	三三	二又大杉	同所
松	一四、〇	九〇、〇	不詳	子持杉	笹間村笹間八幡野神社境内
松	一四、〇	六〇、〇	三三	笠	大津村千葉智満寺境内
松	一三、〇	三六〇、〇	不詳	松	德山村下泉
杉	一三、五	九〇、〇	四三	松	大津村大草字大草山
					伊久身村身成清源寺境内

潤葉樹

樹種	胸高周圍	樹高	樹齡	俗稱	所在地
樟	三七、〇	九〇、〇	一、〇三	神木	中川根村藤川大井神社境内
樟	三〇、〇	一八〇、〇	六三	牛尾ノ大樟	五和村牛尾熊野神社境内
樟	二〇、〇	九〇、〇	三三	エビス森ノ樟	大長村相賀
榎	一六、〇	九〇、〇	三三		德山村田之口津島神社境内
榎	二二、五	四八、〇	三三		德山村田之口山王社境内
櫻	二二、〇	九〇、〇	六三	千	德山村堀之内地藏堂
榎	一一、九	四八、〇	三三		伊久身村身成清源寺境内
榎	一〇、六	四二、〇	五三		伊久身村身成字門口

以上老樹名木中傳説を有するもの五あり左記の如し。

開山杉 (大津村智満寺所在)

千葉山智満寺開祖廣智菩薩實龜二年此山に入らせ賜ひ、將來佛法繁昌し此山靈山ともならばこの木よく成育すべしと稱し二三寸計りの杉御手づから植えさせ賜へるに、一夜にして丈餘に成長し夫れより枝葉茂り大木となり、末世の名木となり現存せるものなりと云ふ。



頼朝杉 (大津村智満寺所在)

源頼朝公此山に祈願する處あり、本宮前の杉小朶を折り開山廣智菩薩の例にならひ手づからさし賜ふ由、枝條茂り大木となりしより之を頼朝杉と名づく云ふ。

經師杉 (大津村智満寺所在)

源頼朝祈願成就御禮として御堂建設の事あり時に千葉太郎經師、千葉之助經胤之を承はり、其の節經師經胤の兩人杉の枝を差したりと云ふ、其後經胤杉は枯損し現在經師杉としてこの大杉殘存せるものなりと云ふ。

笠松 (大津村大草山所在)

徳川家康公千葉山へ登山のとき驟雨に遭ひこの松の下に於て雨を止ましたりと云ふ。

神木 (中川根村大井神社内樟)

數百年の昔大井神社の拜殿なきを以て神靈をこの木の根本に奉置したりと云ふ。

# 安倍川流域の林業



## 第一 總論

### 一、位置、地況

安倍川林業地は本縣の中央部に位し梅ヶ島、大河内、王川、美和、賤機、大川、清澤、中蘂科、南蘂科、服織の拾箇村を包含し北部は安倍峠を以て山梨縣南巨摩郡に界し東は庵原郡西は七ツ峰、天駒峰に依り志太郡に接す、南端に静岡市を控へ北進するに従ひて峻嶺重疊し最高峰を篠金山（海拔二千三十米）とす、其中央を貫流する安倍川は梅ヶ島地内に發源する大河内川を幹川とし大日山に其源を求め玉川村を流下する中河内川及大川村大間に於ける福養の瀧を水源とし清澤村を過ぐる蘂科川の二大支流を合し本川流程十七里其間急峻なる山脚を縫ひ偶々平地田園を左右するも僅に峽間の一局部往古の河敷にして全く平野を流通するは下流一里餘に過ぎずして大勢より之を見れば宛然一の大溪流たり。此地方に於ける地盤は大半水成岩に依り構成せられ、火成岩は僅に其一部を露出するに過ぎざるなり。

水成岩中秩父古成層は最も廣潤に亘り梅ヶ島、大河内、玉川、大川、清澤の諸村主要林業地の大部分



を占領す。

三倉層は中部以南を東北より西南に挿貫し賤機、美和及支流藁科川流域諸村に連出す。  
 火成岩は大河内、賤機の兩村東部を通じ龍爪山より賤機山に至る山地並小支流足久保川の合流點より安倍川本川右岸に沿ひ服織、南藁科兩村の一部を占む。  
 土壤は多く埴土にして上流地帯には稜礫質のもの多く地味豊沃にして一般に杉扁柏の造林に適す然れ共地勢急峻にして本川並中河内川上流には林地の崩壊尠からず大谷崩の如き一箇處百六十町歩に達せるものありて安倍川不治の根源をなす。

二、氣候

安倍川流域は地形南北に長く山地は海拔二千米以上に達せるを以て氣候自ら其趣を異にし、南部は氣温の昇降急激ならず冬季と雖も甚しく嚴寒を感ずること尠く降雪亦少量なり、之に反し北部は氣温の變化著しく夏季は南部と異なる事尠きも冬季は低下し霜雪早く其期間永く降水量も比較的多量なり。  
 大河内村に於ける觀測に依れば氣温最高攝氏三四度、最低氷點下六度にして一ヶ年平均一六度八を示し降雨量の如き年一・五〇〇耗内外とす。

三、面積

本地區内總面積は五万二千六十三町歩にして其内林野面積四万七千二百十九町歩を算し、其九割を占む今村別に所有面積を掲記すれば左の如し。

村名	總面積	推定林野面積			計	耕地其他
		御料林	公有林	社寺有林		
梅ヶ島	九、二五五	一町	一、二六九	一四町	七、三〇六	八、六二九
大河内	五、四〇九	一	二二七	一一	四、六八九	四、九二七
玉川	九、四五〇	一	三六二	二七	八、八六七	九、二五六
美和	五、四四五	一	一	六	四、八二七	四、八八五
賤機	三、六七五	一	二〇〇	二〇	二、五三七	二、七五七
服織	二、七四七	一	六五	三	二、一八〇	二、二七九
大川	六、三三七	一	二二七	四	五、四二七	五、六七八
清澤	四、三四七	一	三三	一	四、二一八	四、二六九
中藁科	三、二二一	一	〇	一四	二、七三五	二、七五九



南	二、八六	一	一四	九	一、七五七	一、七八〇	四〇六
葉	五、〇六二	一	二、三九六	三七〇	四四、四五三	四七、二九	四、八四三
計							

二三八

#### 四、地方經濟事情

本流域は前記の如く林野面積四万七千二百餘町歩を占め之に對し耕地面積約三千町歩にして林野總面積の六%を示し一戸當り林野面積は八町五反歩とす、而して古來農林業を主産業とし地區内林産總額は昭和二年度に於て百十五萬餘圓を示し主要農産總額の約五割餘にして林産物に就ては玉川村の二十四萬圓を最高とし、大河内、大川、清澤、梅ヶ島等之に次ぎ賤機村の二万一千圓を最低とす、林産物の内スギ、ヒノキ等の用材に付ては玉川、清澤の兩村最も多く、木炭にありては玉川、大河内多額を示す。

次に主要農産物に就て觀るに賤機村の四十一萬圓を最高とし美和、服織兩村之に次ぎ地味の關係上製茶は一般に盛にして主要農産總額の四割五分を占め殊に美和村、清澤村の如き古より銘茶を産す。茶に次では養蠶にして地區内到處行はれ其産額も尠からざるなり。

而して南部温暖なる地方には本縣特産の柑橘類栽培せられ其他蒟蒻芋、三極等の栽培尠からざるなり。次に地區内林産物並主要農産物を示せば左の如し。

#### 一、林産物 (昭和二年度)

村名	樹種	材積	價格	材積	價格	材積	價格	材積	價格	材積	價格	材積	價格	材積	價格	材積	價格	計	價格
		ス	ギ	ヒ	ノ	マ	ツ	カシ、クリ、ケヤキ等											
梅ヶ島		五、四〇〇	二七、〇〇〇	三六〇	二、一六〇	三〇	一三〇	一石										五、七九〇	二九、二八〇
大河内		八、〇〇〇	三六、〇〇〇	二、二五〇	一五、七五〇	四五	一八〇	一、四〇〇										三、五〇〇	一一、六九五
玉川		一一、二五〇	五〇、六三五	二、七五五	一六、五三〇	三〇〇	九〇〇	一、八六〇										四、六五〇	二六、一六五
美和		一、六〇〇	九、六〇〇	六〇〇	四、二〇〇	七〇〇	三、五〇〇	一、二〇〇										四、八〇〇	二二、一〇〇
賤機		一、〇五〇	六、三〇〇	二〇〇	一、四〇〇	一	一	一										一、二五〇	七、七〇〇
服織		三、六〇〇	二二、六〇〇	九〇〇	五、八五〇	二四〇	一、二〇〇	一										四、七四〇	二八、六五〇
大川		七、五〇〇	二六、二五〇	一、六〇〇	七、一〇〇	二二〇	六〇〇	八〇〇										二、〇〇〇	三六、一〇〇
清澤		一五、〇〇〇	六七、五〇〇	六〇〇	三、六〇〇	一	一	一										一五、六〇〇	七二、一〇〇
中葉科		一、七五〇	八、七五〇	三〇〇	二、一〇〇	二〇〇	八〇〇	一										二、二五〇	一一、六五〇

二三九



村名	種別	竹		樹種子		樹實		蔓		筍		椎茸		山葵	
		數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格
梅ヶ島	皮	五	二	一	一	二	六	一	一	一	一	一	一	一	一
大河内	皮	七	一	三	一	三	二	三	三	二	三	四	一	三	一
玉川	皮	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
美和	皮	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
賤機	皮	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
服織	皮	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大川	皮	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
清澤	皮	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
中葉科	皮	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

南葉科	計
皮	一八、五六一
樹種子	四、一〇〇
樹實	一、一八三
蔓	一、一八三
筍	一、一八三
椎茸	一、一八三
山葵	一、一八三

村名	種類	薪炭		材		ス		ギ		ヒ		キ		シ		ユ		ロ		皮	
		數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格
梅ヶ島	薪炭	二、二九〇	一〇	二〇、六二〇	七、八四〇	三、三三〇	四〇	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三	一、一八三
大河内	薪炭	一、八〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇
玉川	薪炭	五、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
美和	薪炭	一、六七六	一六、七六〇	一六、七六〇	一、六七六	一、六七六	一、六七六	一、六七六	一、六七六	一、六七六	一、六七六	一、六七六	一、六七六	一、六七六	一、六七六	一、六七六	一、六七六	一、六七六	一、六七六	一、六七六	一、六七六
賤機	薪炭	二、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
服織	薪炭	一、一〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
大川	薪炭	一、八〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇
清澤	薪炭	一、七〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
中葉科	薪炭	二、五五〇	二五、五〇〇	二五、五〇〇	二、五五〇	二、五五〇	二、五五〇	二、五五〇	二、五五〇	二、五五〇	二、五五〇	二、五五〇	二、五五〇	二、五五〇	二、五五〇	二、五五〇	二、五五〇	二、五五〇	二、五五〇	二、五五〇	二、五五〇

南葉科	計
薪炭	二、八〇〇
材	一四、〇〇〇
ス	一、一五〇
ギ	一〇、〇一〇
ヒ	一、九八五
キ	八、三六〇
シ	五、二六〇
ユ	一四、九五〇
ロ	四、五九〇
皮	二五、〇一〇







中 葉 科	南 葉 科	計
四三、五〇七	二二、八七一	八二〇、八〇三
一五、九二七	四二、二〇三	三三六、三四五
五九、九三五	八六、〇九三	六三二、六九五
七、二六三	四、七九八	一二一、七三八
三、五三四	二八、二五一	七〇、〇六七
一三〇、一五五	一八五、二二六	一、九六一、六四七

次に工業としては大川、清澤、梅ヶ島、玉川、大河内の諸村内に五ヶ所の水力発電事業計画實施せらるものゝ外學ぐ可きもの尠く木材工業は何れも静岡市に集中せられ只大川村に於て一箇處の製材工場あるのみとす。

山國の水産物として鮎は美味なる事に於て他を凌ぎ殊に支流蘆科川は其名あり。

鑛業方面に付ては天正の頃梅ヶ島村日影澤に於て金鑛發見せられ到る處採掘せられ同村字新田の如き最も交通不便の地に早くより金鑛採掘の爲め一部落を形成せる如く一時は盛なりしも慶長年間の最盛期を経てより明治初年に至り其産額僅少となりて遂に中止せられたり、今は全く鑛産物として學ぐべきものなく服織村にありて賤機燒の用土を採取するのみとす。

(二) 次に地區内に於ける人口、戸數並に職業別従業員の變遷を示せば左の如し。  
人口戸數

村名	年 度	男 人	女 人	計 口	戸 數
梅ヶ島	大正三年	七九人	七七人	一、四三六	二二戸
	昭和二年	七七	七三	一、四九〇	二二
	昭和三年	八七〇	七八〇	一、六五〇	二四
	大正三年	八三一	八二	一、六五二	二五
大河内	昭和二年	一、〇九七	九七一	二、〇六八	二九〇
	大正三年	一、一〇三	一、〇一八	二、一三一	二九〇
	大正二年	二、三四一	二、一六〇	四、五〇一	三〇二
	大正三年	二、四四五	二、二六三	四、七〇七	三〇八
玉川	昭和二年	二、三三八	二、二三四	四、四五二	三〇〇
	大正三年	二、八〇五	二、六四七	五、四五二	三〇〇
	大正二年	三、〇二六	二、八六一	五、八八七	三〇〇
美和	昭和二年	三、一八五	二、九七〇	六、一五五	三〇〇







五、入石越石

計	南 藥 科			中 藥 科			清 澤			
	昭 和 二 年	同 八 年	大 正 三 年	昭 和 二 年	同 八 年	大 正 三 年	昭 和 二 年	同 八 年	大 正 三 年	
一〇、四一八	二、一三四	九、六二二	一、三三八	一、二九三	一、〇〇八	一、三三八	一、二九三	九八五	七五〇	六〇〇
三七二	二二五	一七三	一七	三五	六	一七	三五	四〇	一六	八
八二七	七八八	四九一	五三	五八	一七	五三	五八	六四	四八	三三
二五、二〇三	二二、六六三	三三、七七二	一、八六一	一、七六四	一、〇五八	一、八六一	一、七六四	二、〇四五	二、一四〇	二、一九九
三六、七〇八	三四、九〇〇	三四、〇五一	三、二五九	三、一五〇	二、〇八九	三、二五九	三、一五〇	三、一三四	二、九五四	二、八三九

(三)

大 川	服 織	賤 機	美 和		玉 川	
			昭 和 二 年	同 八 年	昭 和 二 年	同 八 年
三、五五	二、八八	二、七四	一、三三二	四、五三	一、三三二	四、八一
七二	八	三	三九	九	一〇	八八
二七	二七	三四	四六	三六	二〇	一〇九
二、四六五	二、六〇一	二、四六〇	三、二二三	二、〇一四	二、八六三	六、〇九三
二、九一八	二、九二五	二、七七一	三、七七二	三、三九〇	三、三七四	六、九四六
			五、〇三三	五、〇三三	五、三七四	六、一八一
			三、八九九	三、八九九	五、〇三三	五、八七〇
			三、六三一	三、六三一	五、〇三三	六、一五五
			三、二〇六	三、二〇六	五、〇三三	五、八八七
			二、七四二	二、七四二	五、〇三三	五、四五二
			一、五〇〇	一、五〇〇	二、四三六	四、四七〇
			二、一七〇	二、一七〇	二、四三六	四、七〇七
			二、二六三	二、二六三	二、四三六	四、四五二
			六、六四	六、六四	二、四三六	四、五〇三
			六、六七	六、六七	二、四三六	四、五〇三
			七、五六	七、五六	二、四三六	四、五〇三
			四、八一	四、八一	二、四三六	四、五〇三
			一、三三二	一、三三二	二、四三六	四、五〇三
			四、五三	四、五三	二、四三六	四、五〇三
			二、七四	二、七四	二、四三六	四、五〇三
			二、八八	二、八八	二、四三六	四、五〇三
			三、五五	三、五五	二、四三六	四、五〇三



而して此地方に於ける越石の關係を見るに昭和二年末に於て梅ヶ島村にありては他町村居住者の所  
有に歸せる越石、三千八百五十五町歩に達し總地籍の四割強にして最高を示し、人員にありては美和  
村の四百三十人を最多とす、入石に付ては玉川村の七百五十六町歩を第一とし面積並人員の比較的多  
きは賤機村とす、左に其概況を示さん。

(イ) 越石 (昭和二年末)

村名	面積				人員	備考
	田	畑	宅地	雑地		
梅ヶ島	〇、三	三二、九	〇、一	三、八五四、六	一七九人	畑ハ燒畑チ含ム
大河内	〇、一	〇、三	〇、三	五八三、三	七五	
玉川	〇、四	一五四、五	一、一	二、六七、六	二二八	
美和	八二、〇	八九、〇	三、一	一、九三、〇	四三〇	
賤機	二五、八	一一、一	一、三	九五八、二	一八七	
服織	二五、八	一一、一	一、三	九五八、二	一八七	
大川	三、三	五六、七	一、三	二、〇六、〇	一〇五	
計				二、二二、三		

(ロ) 入石

村名	面積				人員	備考
	田	畑	宅地	雑地		
梅ヶ島	二、三	一、一	〇、一	七、八	五八	
大河内	二、二	四、六	〇、八	三二〇、四	四二	
玉川	九、七	三〇、一	二、〇	六二七、一	九五	
美和	一、〇	一、〇	〇、一	二四、〇	九	
賤機	二、〇	二七、〇	一、〇	五八、〇	二〇四	
服織	八、五	一、二	〇、四	一一、六	二二	
大川	二、九	〇、五	〇、二	一六、二	二四	
中藁科	二、一	〇、七	〇、三	七七、六	三四	
計				八〇、七		



南	二、二
藁	一、一
科	〇、三
	二、四
	三、九
	元

六、一般物價 (梅ヶ島村字關ノ澤)

年次	種類	杉材	薪材	木炭	椎茸	茶	山葵	三極	繭	白米	醬油
明治十年		一、二〇	一、五〇	一、一五	二、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、一五	二、七〇	〇、五〇	一、一五
同二十年		二、〇〇	一、九〇	二、〇〇	二、五〇	一、八〇	一、二〇	三、〇〇	三、〇〇	〇、六〇	二、〇〇
同三十年		三、〇〇	三、〇〇	三、三〇	三、四〇	二、〇〇	一、八〇	三、〇〇	五、〇〇	二、二五	二、〇〇
同四十年		三、五〇	四、〇〇	五、〇〇	三、八〇	二、三〇	一、五〇	三、三〇	四、〇〇	三、〇〇	三、二五
大正元年		三、七〇	四、五〇	五、〇〇	四、〇〇	二、五〇	二、〇〇	三、六〇	四、五〇	三、〇〇	三、三〇
同三年		三、〇〇	三、五〇	五、〇〇	四、三〇	二、五〇	二、〇〇	三、二〇	四、五〇	二、六〇	三、三〇
同八年		一、五、〇〇	一、六、〇〇	二、八〇	一、八、〇〇	六、〇〇	三、五〇	一、四、〇〇	一、四、〇〇	六、〇〇	四、七〇
昭和二年		四、五〇	九、〇〇	一、七〇	二、〇〇	三、五〇	五、五〇	九、〇〇	八、〇〇	四、五〇	八、〇〇

備考 右の内杉材は一尺、薪材は一棚、米、醬油は一升、其他は何れも一貫目の單價とす

七、運賃 (梅ヶ島村字關ノ澤静岡市間)

年次	種類	人力ニ依ルモノ一荷	通船ニ依ルモノ同	備	考
明治二十年		七、七〇	三、五〇	一荷は十二貫目とす	
同三十年		九、〇〇	四、〇〇		
同四十年		一、四〇	七、〇〇		
大正三年		一、八〇	八、五〇		
同八年		二、八〇	二、三、五		
昭和二年		一、八五	一、八五	人力通船同額とす	

備考 梅ヶ島村に於ける一般物資の取引關係は明治初年に至る間は山梨縣南巨摩郡地方との取引多く其後明治十二年通船の便開けてより静岡市との關係密接となり木炭の製造搬出著しく増加せり。

次に玉川村より静岡市に至る各種運賃現在の狀況を示せば左の如し。

(イ) 上り賃金 (十貫目に付)



發送地	到着字	上落合	油野	長妻田	柿島	長熊	只間	備	考
靜岡		四、七五	四、七〇	四、五	五、三	四、四	四、三		

(ロ) 下り賃金 (同)

種目	發送字	上落合	油野	長妻田	柿島	長熊	只間	上り賃金に對する歩合	備考
生 繭		一、五〇	一、四〇	一、三〇	一、二六	一、一六	一、七	100%	
乾 燥 茸		一、一三	一、〇五	九、八	九、五	七、三	一、四	100%	
燒 椎 茸		七、五	七、〇	六、五	六、三	四、六	三、三	100%	
茶、山葵、雜品		三、五	三、〇	二、五	二、三	一、〇〇	〇、八	100%	
楮、三 極		三、五	三、〇	二、五	二、三	一、〇〇	〇、八	100%	
輓 轆		三、三	三、二	三、〇	二、九	二、〇	一、五	100%	
木炭(正七貫)		三、三	三、二	三、〇	二、九	二、〇	一、五	100%	
同(正五貫)		三、三	三、二	三、〇	二、九	二、〇	一、五	100%	井川村産とす

## 第二林 況

安倍川流域森林の狀況は其地味氣候交通の便否に従ひて其趣を異にし一樣ならざるも林野面積四万四千九百二十三町歩の内杉、扁柏の人工植栽面積は二万四千三百三十五町歩にして其五割五分を占め他は主として天然雜木林とす、而して人工造林地中杉林は一万七千三百二十二町歩に達し其七割三分を占め他は扁柏の造林にして一部松の植栽せらるゝあるも極めて少量なり。

杉林に就て見るに此地方にありては明治四十二、三年の頃より其植林面積激増せる結果壯齡に屬する林地最も多く大正七、八年の好況時代に於て其當時伐期に達せし壯老の多くは伐採せられし爲め現在老齡林は極めて尠し而して其當時一面過伐と同時に又良く植栽せられし爲め壯齡林に次で幼齡のも多く本流域の杉林は幼壯齡林殆ど大部分を占む。

之に對し扁柏の造林は一部杉と共に古より行はれしも伐期の杉に比し長期なると苗木代の高價を唱へつゝありし爲め一般に振はざりしも杉苗赤枯病發生の結果苗木代昂騰し又一面杉林地の連作に依り樹種變更の必要に迫られし結果として過去十年間に著しく其植栽面積増加せるを以て扁柏は幼齡のも



の其主位を占む。

潤葉樹林にありては水源地帯と南部とは地味氣候の關係上其樹種、生育に自ら差異あり、又本地方に於ては潤葉樹人工造林は殆ど行はれず何れも天然林にして而も幼齡林多く唯梅ヶ島、玉川、大川、清澤諸村の一部に原生的老林の存在するものありて多くモミ、ツガ等と混生林を形成するも年々伐採せられ減少しつゝあり。

其他天然赤松は所々に團生又は散木として潤葉樹林中に混生するを見る。

今天然生樹木中の主たるものを列記すれば左の如し。

アカマツ、カシ、カツラ、ケヤキ、サワグルミ、シラカシ、ツガ、アナ、モミ、ホ、ノキ、シホザ、ネヅコ、カゴ、アセビ、イヌガヤ、イヌツゲ、オホナラ、クヌギ、クロモザ、シデ、ハンノキ、シラカバ、コナラ、サカキ、ツバキ、マルデ、ハセ

斯の如くにして今森林の状況を區域的に見るに安倍川幹川、大河内川流域に於ては交通の不便なりしと地勢急峻にして荒廢し易く久しく粗放なる取扱せられ、潤葉樹林地多く人工植林面積の増加も最近にして今尙ほ大谷崩附近並北部高地には針潤混生老齡林あり、杉扁柏の造林地は梅ヶ島村新田草木以下に多く字關ノ澤及大河内村地内は最も良く發達せり。

大河内川を下りて支流中河内川に入れば全く他と林況を異にし杉扁柏一齊の美林にして小吉野の稱ある玉川の林業地なり、此地の林業は地區内に於ける人工造林中最も古き歴史を有し且其全林地面積の八割を占め然も大造林業者は多く村内より出で從て世襲の老齡林を存置し本流域に於ける代表的林業地なり。

此地にありても杉林を主とし扁柏の造林は最近増加の趨勢にあり前地と共に地味豊にして林木の發育良好なり。

藁科川上流大川、清澤村地方は前者に比し人工造林の起源新しきも近來著々と造林は施され大面積所有者は良く計劃的に施業し且又杉林の扁柏林に對する歩合他に比し著しく多く又清澤村の如き兩樹種共壯齡林の面積著しく多きは他村に其比を見ざるなり。

而して安倍川下流地方即美和、服織、中藁科村に於いては地味概して前記の地方に劣り且又交通至便の關係上天然雜木林多く遙に人工針葉樹林地を凌駕し而も幼齡林は高壓的多數の面積を占領す。

然れ共往古は此地方一帯に鬱蒼たる天然林たりしこと明にして其一端を窺ふ可く美和村大字足久保に於ける今より百八十三年前延享三年其當時幕府の管理せし御林に就ての毎木調書を左に掲記せむ。

延享三年



御林反別木數寸間改書上ケ帳

寅七月

駿州安倍郡

足久保村

引見山見山

一、御林壹ヶ所

此反別八拾五町

但し棹立五百五十間

横五百間

木數參千八百九拾五本

外に小木苗木御座候へ共見山に御座候へば苗木の分明細には書上不申候  
外參町參反參畝歩は山崩

成年山崩仕り候

内此木數八百五拾本右山崩にて減申候

右御林より清水港迄陸路五里參拾町、清水港より江戸迄海上八拾里、御林より江戸迄陸路四拾六里

此譯

一、もみ木

拾五本

但長三間

目通七尺五寸廻り

内八本御用立可申候

一、同木

六拾貳本

但長二間半

目通六尺廻より四尺五寸

内貳拾貳本は御用立可申候

一、同木

拾參本

但長二間

目通二尺廻り

是は節木曲木にて御用立不申候

一、同木

貳本 立がれ

但長二間一尺

目通四尺五寸廻り

一、柏木

貳拾本

但長二間半

目通四尺五寸廻り

内九本御用立可申候

拾壹本節木曲木にて御用立不申候

一、同木

六拾貳本

但長二間

目通三尺五寸より二尺廻り

内九本御用立可申候

四拾壹本節木曲木にて御用立不申候

一、けや木

七本

但長二間

目通四尺五寸より三尺廻り迄

内參本御用立可申候

四本節木曲木にて御用立不申候

一、して木

百本

但長二間半

目通六尺廻り

内拾本御用立可申候

九拾本節木曲木にて御用立不申候

一、同木

百四拾本

但長二間二尺

目通四尺五寸より三尺五寸廻り

内拾貳本御用立可申候



- 百貳拾八本節木曲木にて御用立不申候
- 一、同 木 百拾八本 但長二間 目通二尺五寸より一尺廻迄
- 是は木品悪敷節木曲木にて御用立不申候
- 一、同 木 參百七拾七本 但長九尺より一間迄 目通二尺より一尺五寸廻り
- 右同斷
- 一、同 木 立がれ壹本 但長一丈四尺五寸 目通三尺二寸廻り
- 一、同 木 百六拾本 但長一間より五尺迄 目通二尺五寸より二尺廻り
- 右は節木曲木にて御用立不申候
- 一、水草木 貳百參拾本 但長三間より二間半 目通五尺五寸より四尺五寸廻り
- 内貳拾四本御用立可申候
- 貳百六本節木曲木にて御用立不申候
- 一、同 木 百四拾九本 但長二間より一間迄 目通四尺より二尺五寸廻り
- 節木曲木にて御用立不申候
- 一、同 木 壹本 立がれ 長二間 目通一尺八寸廻り
- 一、もみじ木 貳百本 但長二間半 目通四尺五寸より三尺廻り
- 内九本御用立可申候
- 百九拾壹本節木曲木にて御用立不申候
- 一、同 木 百八拾本 但長二間半より九尺迄 目通二尺五寸より二尺廻り

- 節木曲木にて御用立不申候
- 一、櫻 木 貳百拾本 但長二間半より二間迄 目通四尺より二尺五寸廻り
- 内貳拾四本御用立可申候
- 百八拾六本節木曲木にて御用立不申候
- 一、かわはれ木 百九拾本 但長三間より二間半迄 目通四尺より一尺廻り
- 内七拾六本御用立可申候
- 百拾四本節木曲木にて御用立不申候
- 一、同 木 百五拾本 但長九尺より六尺迄 目通二尺五寸より二尺廻り
- 内參拾八本御用立可申候
- 百拾貳本節木曲木にて御用立不申候
- 一、水 木 八拾貳本 但長二間より一間迄 目通三尺五寸より二尺廻り
- 内六拾本節木曲木にて御用立不申候
- 貳拾貳本御用立可申候
- 一、同 木 參本立がれ 但長一丈一尺 目通一尺八寸廻り
- 一、きやうぶ木 貳百貳拾九本 但長二間半より二間 目通四尺より三尺五寸廻り
- 右は木品悪敷御座候に付御用立不申候
- 一、同 木 貳百七拾本 但長一間半より一間迄 目通三尺廻りより一尺五寸廻り
- 右同斷



- 一、かし木 六本 但長二間 目通四尺より三尺五寸廻り
- 右同斷
- 一、同 木 五本 但長九尺より六尺迄 目通三尺より二尺廻り
- 一、こなら木 百拾本 但長二間より九尺迄 目通四尺より二尺五寸廻り
- 右同斷
- 一、かやで木 貳百參拾本 但二間半より二間迄 目通五尺より三尺五寸廻り
- 内拾四本御用立可申候
- 貳百拾六本節木曲木にて御用立不申候
- 一、同 木 參百本 但長九尺より六尺迄 目通三尺より一尺五寸廻り
- 節木曲木にて御用立不申候
- 一、かすほ木 四拾五本 但長九尺より六尺迄 目通二尺より一尺五寸廻り
- 右同斷
- 一、うり木 六拾本 但長三間より一間半迄 目通三尺より二尺廻り
- 右同斷
- 一、澤 木 百七拾參本 但長二間より一間迄 目通二尺より一尺廻り
- 右同斷

一、右御林見山に御座候故只今迄御用にて何方へも伐出不申候得共御入用に候ば板貫小割に仕候得ば

右帳面の通り御用立候木も少々御座候

- 一、右御林崩多く殊の外道難所に御座候へば板貫等に仕候ても殊の外御入用相罷り可申と奉存候
- 一、右兩所御林共に御林より安倍川はた迄道法三里御座候、内一里半難所に御座候尤安倍川はた迄人足かた出に仕候場所に御座候間板貫小割に仕候ても特の外御入用相罷り可申と奉存候

御鷹山見山

一、御林壹ヶ所

此反別四町五反參畝貳拾貳歩

但棹立八十二間 横百六十六間

木數 六百六拾四本

右御林道法同斷

此譯

- 一、して木 貳百本 但長三間より二間迄 目通五尺廻りより四尺廻り
- 是は本品惡敷御用立不申候
- 一、同 木 百參拾本 但長九尺より六尺迄 目通三尺より二尺五寸迄
- 右同斷
- 一、こなら木 五拾壹本 但長二間 目通四尺廻り



- 右同斷
  - 一、同木 百拾本 但長九尺より六尺迄 目通三尺五寸より二尺廻り
  - 右同斷
  - 一、かしの木 貳拾四本 但長二間より一間迄 目通三尺より一尺五寸廻り
  - 右同斷
  - 一、もみじ木 參拾九本 但長二間半より一間迄 目通四尺五寸より二尺五寸廻り
  - 右同斷
  - 一、同木 參本立がれ 但長二間一尺 目通二尺八寸廻り
  - 一、さるた木 壹本立がれ 但長二間 目通一尺八寸廻り
  - 一、同木 貳拾貳本 但長二間より六尺迄 目通六尺五寸より五尺五寸廻り
  - 節木曲木にて御用立不申候
  - 一、きやうふ木 貳拾貳本 但長二間より一間迄 目通三尺五寸より三尺廻り
  - 右同斷
  - 一、かわはれ木 貳拾五本 但長二間半より二間迄 目通四尺五寸廻り
  - 内拾本御用立可申候
  - 拾五本節木曲木にて御用立不申候
  - 一、同木 六拾八本 但長九尺より六尺迄 目通三尺より二尺五寸廻り
- 是は節木にて御用立不申候

- 一、右御林木品悪敷節木曲木にて炭の外何にも御用立申木一切御座無候
  - 一、右兩所御林木品反別御改の儀享保元年申十二月小林又右衛門様の代官の節御改
  - 一、享保十五年戊五月
  - 山田治右衛門様御代官の節御改
  - 一、元文四年未六月
  - 永井孫治郎様御代官の節御改
- 右者兩所御林反別木數寸間御改被仰付候に付名主組頭人足をつれ木品一本毎に相改書上げ申候儀相違無御座候 以上

駿州安倍郡 足久保村

名主	六左衛門
同	彌兵衛
組頭	五兵衛
同	五左衛門
同	善左衛門
同	三郎左衛門

二六五







中葉科	大川			清澤			服織			計	
	壯	幼	計	老	壯	幼	計	老	壯		幼
二六五	二五五	二、七九〇	四三	一、〇七四	一、七四	二、一六八	四三	一、五二八	六〇七	五九三	一、一〇一
五一	七九	六九七	七	一三九	五五一	七一九	三六	三九五	二八八	二五四	五五一
三六	三四	三、四八七	四九	一、二二三	二、二三五	二、八八七	七九	一、九二三	八九五	八四七	一、七二六
五九六	一、三八八	一、八七八	四七〇	六五七	七五一	一、二三七	八六	五三三	六一八	一、一七〇	七三六
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五九六	一、三八八	一、八七八	四七〇	六五七	七五一	一、二三七	八六	五三三	六一八	一、一七〇	七三六
七	二	八〇	三七	二九	一四	六四	五	三二	二八	一七五	七四
一	六〇	一四	一	一四	五九	一	一	五九	三三	一	三二
一	一	二	一	二	一	一	一	一	一	一	一
九一九	一、八〇三	五、四六一	五五六	一、八九九	三、〇〇六	四、二四七	一七〇	二、四七七	一、六〇〇	二、二二四	二、五五七

計	南葉科			計	老
	計	老	壯		
一〇	五三〇	二九八	二九四	六	五九八
二	一三三	二三五	一六〇	四	三九九
二二	六六二	五三三	四五四	一〇	九九七
三	一、九八七	五三二	一二六	七	六六五
一	一、九八七	五三二	一二六	七	六六五
三	一、九八七	五三二	一二六	七	六六五
二	三〇	二四	三〇	四	五八
一	六〇	四六	一	一	一、七六六
一	二、七三九	一、一三五	一	一	五三、五四六
一七	二、七三九	一、一三五	一	一	一、七六六
一	二、六五〇	一、八六二	一	一	一、八六二
一	五、四四、八二三	一、八六二	一	一	一、八六二

一、林木生長の概況

而して地區内に於ける林木生長の狀決は地味に依りて著しき差異あるも杉林並雜木林生長の概況を示せば次の如し



一、杉 林 (一町歩)

二七〇

林 齡	本 數	平均 高直徑	平均樹高	一本材積	總材積	利用材積	備 考
一〇年	二、一〇〇本	二〇	二、五	尺 <sup>ノ</sup> 一	尺 <sup>ノ</sup> 一	尺 <sup>ノ</sup> 一	中庸地
二〇年	一、八〇〇	四	六、五	三	五七六	三、四六	清澤村
二五	一、六〇〇	五	七、四	五〇	八二〇	四八六	
三〇	一、四〇〇	六	八、六	七	一、〇三五	六二	
三六	一、二八二	七	一、二	一、三	一、四三九	八五七	

二、天然潤葉樹林 (一町歩の收穫を示す)

種別等級	年 齡	上 等 林	普 通 林	下 等 林
棚 數	十年生	三	三	一〇
	十五年生	三	三	三
	二十年生	元	三	三
	十年生	三	三	三
	十五年生	三	三	三
	二十年生	三	三	三
	十年生	三	三	三
	十五年生	三	三	三
	二十年生	三	三	三

第三 沿 革

一、人工造林の起源發達の動機

安倍川流域に於ける林地は何れの地も同じ舊幕時代にありては山麓の一部個人所有の山林を除き多くは部落有の入會山林にして住民は耕地狭少なる爲め個人有なると部落有なるとを問はず焼畑として蕎麥稗粟等を栽培し糧食を求めしを以て雜木伐採跡地の山作は當時の住民にとりて最も主要視せられ従て偶々杉扁柏の植林を爲さんとする者あるも部落民より反感を受け阻害せられたる傾ありて此習慣は明治初年に至るも尙存續せられ現に清澤、大川村地方に於て老杉の團生又は散木として小集團をなし天然雜木林の間に介在せる林相は植栽當時明に自己の所有林地なるに係らず植林家は公衆を憚りつゝ窃に小數宛適地に杉苗を植栽したるに依るものあり、然るに玉川村に於ては既に古くより一部の造林行はれ即同村字桂山に於ける庄屋白鳥實次郎なるものは既に寶曆年間萬難を排し細木峠より桂山に至る間に數萬の杉苗を植栽せり之蓋し此流域に於ける杉人工造林の嚆矢なり。

然るに其土地は入會山なりし爲め白鳥實次郎の死後部落民は共有山なる理由のもとに代官に哀訴し



遂に伐採し其の當時木數約一萬本、胸高周圍五尺乃至六尺なりしと云ふ又嘉永の頃伐採したる字桂山狩野角右衛門所有の山林は俗に百兩林と稱せられ杉立木數約四百本なりしと傳へらる、是を以て見るに伐期は相當長期にして此流域の杉造林は今より約七十年前創始せられたるものゝ如し。

斯の如くにして杉造林地は局部的に増加しつゝありしも大局より見る時は依然として林地の利用は粗放的なりしも明治六年より官民區分のはれ部落有地は分割せられ個人有の判然とし増加せるを以て茲に初めて一部の有産階級の者は進で杉苗を山野に採集し之を二三年間畑地に養ひ植林し此頃にて一般に普及せらるゝに至れり、然るに野生稚樹の採集たるや勞多くして一齊良苗の養成困難なりしを以て同村狩野幸右衛門なるもの苗圃を作り種子を採集して之に播付け初めて播種養苗を行へり、其方法は三尺幅に苗床を作り板を以て表土を敲き一坪一升の割に播種し種子の上部は河砂を覆ひ日除等は之を施さざりしも幸に天候順調にして良く發芽し其年内に多量の間引をなせりと云ふ、其翌年之を近隣の人に別ち與へたるに成績良好なるを知り之に倣ひ播種養苗のこと漸次盛に行はれ此地方に於ける造林事業の發達を促進せり、又一面此頃より交通運輸の開發せられ生活の向上と共に用材の需要激増し茲に初めて人工造林の經濟的價値を知り流域一般に植林事業の勃興を來せり。  
而して從來放置せられたる焼畑跡地は造林容易なる爲め進んで人工植栽を爲したるを以て昔日に反

し雜木林伐跡地の焼畑作業は此期に入り人工造林を促進したるものゝ如く斯の如くして人工造林面積の増加は植林の思想を善導し遂に現在の如き林況を呈するに至れり。

次に扁柏の造林は杉に比し遙に遅れ約百餘年前玉川村長倉作兵衛なるもの秋葉山參詣の歸路扁柏の自生苗を採取し持歸り自家山林に杉と混植せるを以て始まりと傳ふるも現在の如き地區内に於ける扁柏單純林造成は明治初年頃より行はるゝに至れるものゝ如し。

其他の樹種にありては胡桃、肉桂、漆樹、桐等明治十四五年の頃玉川村狩野幸右衛門に依り林地に植栽せられしも肉桂は間もなく盜掘せられ胡桃は發育良好なりしも風害並虫害を受け用材としての價値なく漆樹は成木を見ず桐のみ僅に用材を得たるに過ぎざりしなり同氏の其當時植栽せし樹種本數は左の如し。

樹種	本數	植栽地	備考
肉柱	一、〇〇〇 <small>本</small>	字日影澤	苗木代一本五厘
胡桃	三〇〇	字ツヅケリ	
漆樹	二〇、〇〇〇	字大島布澤下平瀬	同 一本一厘三毛



支流藻科川流域にありては前地に比し人工造林の起源稍新しく大面積の造林は明治五年大川村崩野に其端を發せり即同所大川井角兵衛なる者杉造林の急務を覺り自家の山林に進で植栽をなせるのみならず都落民に其必要を説き勸めたる結果漸次植林面積を増し加ふるに偶隣接東川根村智者山の造林實施せらるゝや一般に之が影響を受けて植林思想發達し天恵の地力に貴財を抛て植林するを惜まざるに至り特に最近長足の發達をなせり。

其下流清澤村地内黒俣川流域にありては既に萬延の頃尾崎助兵衛は杉扁柏を焼畑跡地に植栽し代々植林事業に努力し今や其面積一千町歩に達し近隣の者亦良く之に倣ひて植林の歩を進め遂に今日の美林を造成せり。

要之安倍川流域の人工造林は今を去る百七十年前に創始せられ明治十年前後より一般的に普及し其後同四十年頃より最盛期に入り今や其面積二萬四千餘町歩に達せり。

## 二、天然林伐採利用の沿革

此地方に於ける天然林伐採利用の沿革は詳ならざれども想ふに太古は人工稀疎にして廣大なる天然林は鬱蒼として繁茂し濫伐は此處彼處に行はれ焼畑の爲め林地は荒廢し粗放なる土地、立木の利用行はれたる事久しく、之が集約的に向上せるは往古に遡ること遠からざる可し、傳ふる處に依れば寶曆安永の頃材木商甲州屋彌兵衛なるもの安倍奥より多數の木材を伐採搬出し此頃より一般に天然林木の材價、利用の途世に認めらるゝに至れるものゝ如く又足利時代今川氏靜岡に居城を定むるや急激に人家を増加し安倍川流域より木材薪炭材の伐採搬出激増せるものゝ如く今地區内より往時靜岡市附近に於ける著名なる建築用材として供給せられたる一二の例を示せば次の如し。

久能山東照宮の建立に當りては大河内村字渡の榊原なる者村内より御用木を納めたるに依り氏名を賜はりたると稱し、又文化元年靜岡市淺間神社再建に當り同村字中平に於ける見城庄左衛門は樺三十本を奉納せる旨同家年代覺書中にあり、其他駿府城及寶臺院御用材も納入し此時見丈の姓を今の見城と改め賜はりたりと云ふ。

斯の如くして天然林の用材として集約に利用せらるゝに至りしは既往に遡る事遠からず又薪材としては同様舊幕時代より千本木と稱し搬出し、椎茸原料木としての利用も今を去る漸く二百年前なる可し。



而して文化の進運に伴ひ一時は此地方の天然雑木の利用各方面に亘れるも今は此流域に於ては老木は殆ど伐り盡され僅に一部を残すに過ぎず殆ど幼齡林のみとなり従て其利用にありても薪炭椎茸粗朶材として副産物の方面のみに止るに至れり。

### 第四造林

#### 一、人工造林

##### (一) 養苗

此地方に於ける杉扁柏の養苗は前述の如く當初は専ら天然生稚苗を採取し二、三年間養成後山出せるも明治初年頃より播種に依り養苗を爲すに至れり、而して現在大面積の造林家は何れも苗圃を設置し多く三月下旬より四月上旬に亘り杉は坪二、三合の割を以て播種しツガ等の小枝を以て日覆し年數回の除草を行ひ肥料は薄き下肥を一、二回施すを普通とす然れ共一年生苗養生の手數を除く爲め最近一年生又は二年生苗を購入し一、二年間自家苗圃に於て養苗後山出となす者多く成れり、床替は翌春三、四月の頃第一回床替を爲し幅三尺の床に六、七寸を隔て苗間約三寸に植栽し除草は四、五回之を行ひ施肥は豆粕、人糞尿の稀薄なるものを一二回施す第二乃至三回床替を行ひ山出となす事等特に他と異なることなし。

因に本地方に於ける一般杉、扁柏苗は従來多く郡下草雜方面より供給せられつゝあり。



(二) 地 拵

杉、扁柏伐採跡地の地拵は間作を行ふ場合は其枝條を起して乾燥せしめ後焼却するも山作を伴はざる場合は普通枝條は之を卷落し又は四、五間の間隔に之を集め其間に植栽を爲す。

伐採跡地の焼畑として適當なる場合は山作人は林地所有者より無料にて數年間農作し植栽樹苗の生育し同時に地味劣りて間作に不適當となるや之を返還するを例とせるも近年は勞力に比し收穫少量にして收支償はざるを以て進で焼畑作業を爲す小作人漸時減少せり。

往時は小作終了の曉は地方に依りて杉苗を小作人にて植栽し地主に返還せる時代ありしを以て地拵費は勿論苗木代植栽費等並焼畑終了後翌年の下刈費をも節減せらるゝを以て造林費の過半を節約し得られしも近時は交通不便なる奥山地帯を除き一般に前述の如き焼畑作業不振の趨勢にあるを以て地主は若干の米麥を小作人に與へて其不足を償ひ間作せしめ造林地の地拵を行はしめつゝあり。

(三) 植 栽

安倍川流域に於ける現在の人工造林樹種は杉、扁柏に限定せらるゝと云ふも敢て過言にあらざる可

く松落葉松クヌギ等殆ど見る可きものなく前兩樹種に比すれば九牛の一毛に過ぎざるなり。

杉、扁柏の植栽は何れも方形植樹を以てし秋植は行はれず總て春季の植栽にして苗は根張良きものを撰び、一町歩當り植栽本數に付ては地方に依り多少の差異ありて又一般に昔日は粗植せるものゝ如く梅ヶ島村に於ける植栽數量は明治初年頃造林に係るものは何れも間伐材の利用を豫定せず且肥大生長のみを計るを以て主眼とせしを以て一町歩一千二百本乃至一千五百本の植栽に止め古は杉は九尺二間植と稱せる如く極めて粗植せり然れ共其後漸次密植となり近時は二千本乃至二千五百本となれり、其他玉川大河内大川村等に於ても地味交通の便否に依り異なるも植栽本數は此範圍にて行はれ只清澤村に於ける大面積造林家にありては一町歩當三千本を以てす。

植栽に際しては杉植鋏として稍細き唐鋏を使用し水平に六尺、斜面に八、九尺の距離に植栽し一般に地勢急峻なるを以て普通一人一日二百本植とす、但し焼畑地なる場合は三百五十本乃至四百本を植栽す、而して扁柏は凡そ杉本數の一割を増植するを普通とす。

次に補植は一般に多濕にして活着良好なるを以て特種なる場合を除く外一割以下に止まる。而して此地方に於ては杉扁柏造林に對し施肥したる例尠く中藁科村に於て一局部杉三年生林地にアムモニアを施したりしも其結果未だ明ならざるなり。



今本流域に於ける杉一町歩造林費を舉れば左の如し。

費目	數量	單價	金額	備	考
一、新植	二、三〇〇本	四、〇一五	三、四、五〇	杉伐採跡地とす	
苗木	二、一五〇	一、三〇〇	一、四、九五〇	一人一日二百本植	
植栽人夫	八八	一、三〇〇	一〇、四〇〇		
地拵			三、〇〇〇		
雜費			六、二、八五		
計			四、九、五〇	一割	
一、補植	二、三〇〇	一、〇一五	三、四、五〇		
苗木	二、一五〇	一、三〇〇	一、五、〇〇		
植栽人夫	八八	一、三〇〇	一〇、四〇〇		
計			四、九、五〇		
一、下刈	七八	一、三〇〇	九、一、〇〇		
計			九、一、〇〇		
二年目より六年目迄毎年一回八年目十年目各一回計七回 一、四一〇人					

一、蔓切	二〇八	一、三〇〇	二、七、〇〇	十二年目、十四年目の二回除伐を含む一四五人
合計			一、七、八〇	

而して植栽費の變遷に就ては往古のもの詳ならざれ共今玉川村狩野潤八郎氏につき調査せる杉苗木代並植栽人夫賃の推移を表記すれば左の如し。

(杉一町歩當)

年次	苗木單價	苗木代金額	植栽人夫單價	植栽人夫金額	計	備	考
弘化二年	四、〇〇	一、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	一、二、五〇	苗木代單價は一、〇〇〇本當りとす	
安政四年	五、〇〇	一、二五	六、〇〇	七、五〇	二、〇〇〇	一町歩二、五〇〇本植とし一人一日二〇〇本の割を以て算出せり(地拵費を除く)	
同五年	五、〇〇	一、二五	六、〇〇	七、五〇	二、〇〇〇		
同六年	五、〇〇	一、二五	六、〇〇	七、五〇	二、〇〇〇		
同久二年	五、〇〇	一、二五	六、〇〇	七、五〇	一、八七五		
同三年	五、〇〇	一、二五	六、〇〇	七、五〇	二、〇〇〇		











昭和元年	三,000	三九,000	1,100	15,000	五四,000
------	-------	--------	-------	--------	--------

(四) 枝打、間伐

本地方に於ては従来下刈蔓切の際僅の下枝を拂ふが如き事あるも枝打として特に手入することなし由來本地方は間伐木搬出上一般に不便なりし爲め間伐収入を目的とする事困難なりし爲め専ら主伐木の肥大生長を計りしを以て極めて粗植を行ひ間伐は全く之を爲さざりしなり然共最近大面積の造林家にして密植せるものは漸次間伐を勵行し合理的施業を爲さんとしつゝあり、今試に美和村に於ける高林兵衛氏外二人の個人經營に係る林地の間伐豫定を示せば左の如し。

立木數	回	數	林齡	間伐歩合	間伐本數	備考
二、五〇〇 <sup>本</sup> 第 一	一	回	一五年	四分ノ一	六二五	
一、八七五 第 二	二	回	二一	五分ノ一	三七五	
一、五〇〇 第 三	三	回	二七	六分ノ一	二五〇	
一、二五〇 第 四	四	回	三三	七分ノ一	一七八	

1,072 (主)	伐)	40	1,072
-----------	----	----	-------

(五) 下刈、蔓切

下刈は普通植栽の年より毎年一回づゝ四、五年間之を行ひ其後は二年に一度又は地味良好にして雑草の繁茂甚しき林地は尙一、二年連続し杉一代に對し六回乃至九回行ひて終了す。而して小作にて間作を爲さしむる場合は植栽後三四ヶ年間は小作人にて行ふを以て之を省略するを得べし、一般に其方法は平刈となすも冬季寒冷なる地方に於ては筋刈又は坪刈とし又回數を減じて稚樹の保護造成に努む。蔓切は其状況に應じ二回乃至三回之を行ひ此地方に於ては一町歩蔓切平均五人下刈は八人乃至十二人とす。

二、人工造林採枝條並下刈雜草の處理

杉、扁柏林伐採の枝條は昔日にありては地區内何れの地も林地へ其儘放置し地元へ無料交付せる慣習ありしも近時一般に薪材の缺乏を訴ふること日に甚しく枝條は市井に賣却せらるゝに至れるを以て



立木伐採賣却の際は多く枝條の處置を契約中に入れ立木代金の内へ若干の枝條代を加へ仲買人に賣却す又は之を切離して賣主自ら之を處置する場合あるも多くは立木と共に處分をなす。

仲買人は之を直接從業者に拂下又は需要者に賣却す、支流蘆科川流域に於ては杉小枝の太き部分は之を長さ二尺五寸に切り四尺繩メを以て一束とし山元にて目下一束七、八錢を唱ふ、其先端及葉は之を纏め三、四尺の束とし中蘆科村方面にありては瓦工場に賣却することあり一束工場にて三錢に賣買せらるゝも一般には其儘林地に存置し伐採労働者が一部宵荷として持參するの慣習あり、但し現在に於ても梅ヶ島村、大川村等に於ける交通不便の地にありては枝條は勿論裏丸太共林地に放置す。

次に下刈雜草は一般に其儘樹根部に敷くも南部美和村、服織村、中蘆科村、南蘆科村地方に於ける茶園に對する敷草採取地勘き地方は下刈雜草を以て之を償ふ場合あり、又南蘆科地内南部に於ては雜草を與へて下刈を無賃にて行はしむる地方あり。

### 三、燒畑作業と造林の慣行

本地方は地勢急峻にして農耕地狭少なるを以て往古は燒畑盛なりしこと前記の如く梅ヶ島村宇新田の如き金鑛の發掘に依りて特種の發達をなしたる地と雖金採掘の最盛期慶長年間を過ぎて漸次此業衰

退するや鑛夫は附近の林地燒畑に依りて耕地を求め遂に土着して新田部落を成したる如き其盛なりし一端を知る可し、而して現在も多く杉、扁柏林伐採跡地の燒畑にして昔日の如き雜木林を伐採燒却して畑地となすが如き事殆どなく從て其面積も減少せり、今本流域に於て一般に行はるゝ燒畑作業の手法を述べれば左の如し。

杉、扁柏を春季伐採したる場合は其年の九月上旬蕎麥を播種するを以て起しと稱して播種前枝條を立て、乾燥を促し林地周囲の枝條を整理して延燒の憂なからしめ多く夜間山上部より點火して下方に向け燒却し整地を爲して播種し十一月月上旬蕎麥を收穫す。

而して其翌年春樹苗を植栽し同時に稗を散播し其秋十月中旬頃之を收穫す、次に其翌年即伐採後三年目の春は之に里芋又は小豆を播種するを例とす、而して此地方に於ては初年の蕎麥播を「アラク」と稱し南面の適地なる時は全林に亘り行ふも實際は除地ありて其區域面積の約八割に播種する程度とす、其翌年に至り稗を播種し此二年目を「カハシ」と云ひ其區域は前年に比し縮少せられ全地の約六割程度とす、次年即三年目に於ける里芋等の間作は其地區著しく減少し約三割となり之を「クナ」と稱す。

斯様にして土地肥沃なる場合は四年目も同様間作す、而して作物は古來蕎麥、稗、粟、里芋、小



豆、三極等なりしも三極は極度に土地を瘠悪ならしむるを以て多く杉造林地には間作せず其他近年桑、甘藷等を作る地方あり、秋季伐採の場合は其翌年蕎麥の收穫をなし順次春播の場合と同様收穫す。

而して小業者は自ら之を行ふも大面積の造林家は多く之を小作人に行はしめ造林地拵費の節減を計るも近時は小作人進で之を行はず從て若干の米麥等を與へて行はしむる状況なり。

次に焼畑作業の造林に及ぼす影響に付ては可否種々あるも林業上有利と認めらるゝは即ち地拵費の節減並下刈費の輕減にして今尙ほ焼畑の行はるゝは一に是等造林費の節約にある可く其他林木幼時の生長一齊に旺盛にして又農作物の收穫あるを擧可きなり。

而して營林上不利なる點は幼時の發育旺盛なる爲め軟弱なる若木を生じ幼齡中、風雪害等に對し抵抗力弱くして被害を受け易く又一般に早きは十一、二年生頃より遅くも十七、八年生に至り一時發育遲鈍し生長衰へ又漸次恢復を爲すも焼畑せざる地の順々として生育するものに對し伐期に於ける生長劣るものゝ如く焼畑行はれざる林地に對し地味早く衰頽し又間作の際石礫の爲め根部損傷を被り成木後根曲木の生じ易く又肥沃なる表土を流し且時には林地の崩壞を起し林地保護上遺憾の點尠からざるなり。

## 第五 利 用

### 一、伐 採

#### (一) 伐期並に伐採季節の變遷

本流域に於て往時は杉、扁柏の造林は肥大生長にのみ専ら主力を注ぎしを以て何れも粗植し胸高周圍二尺以下を玉下とせし地方ありしを以て伐期も從て長期なりしも漸次年と共に早伐となれり、而して目下の市場に於ける需要の状況より見るに主伐に於ける一立木の經濟的に利用し得らるゝ最少限度は目通一尺二寸と見る可く從て二間材は末口直徑二寸五分以上なるを以て造材上よりすれば一間材一個二間材一個を得らるゝを以て最低の基準と云ふ可きものなるも多くは個人經濟狀態に依り伐期不定なるは言を俟たざるなり。

此流域に於ける伐期は明治四十年頃より木材の需要増加に伴ひ稍短縮されたるものゝ如く其當時は三十年前後を以て伐採せられしなり、然るに大正七、八年の好況時代にありては極度に早伐せられ十八、九年生にして皆伐せられしものありて一般に早伐となれり現在地區内に於ける伐期は特種のもの



を除き杉二十五年乃至三十年の間にありて其間二十五、六年生にて伐採せらるゝもの多く扁柏林は之に比し稍長く三十年乃至三十五年とし三十二、三年の伐採最も多きが如し。

天然潤葉樹林の伐採は其利用途、交通の便否に依り地區内一様ならざるも往昔に比して伐期の短縮せられたるは明にして薪炭林に於ては水源地帯梅ヶ島、大河内、玉川、大川、清澤の諸村にありて十五年乃至二十年にして内十五、六年生の伐採最も多く下流静岡市に近き地方にありては炭材としては勿論薪材としての利用率高く又清水市に於ける海苔採取用粗朶材の如き幼齡樹の特種用途あるを以て地方に依り伐期短く十二、三年生を以てす。

次に椎茸資材コナラの如き二十年生以上を以て伐採せられしも近時は十七、八年生より十四、五年頃迄短縮せられ従て滑木としての保続年限も短縮せられたり。

伐採の季節は従來秋山、春山として春秋の二季にして材質の關係上秋伐を主とせるも曩の財界好況時代に際しては季節を撰ぶ事なく伐採せられ又其後杉皮の如き需要激減の結果價格暴落し副産物として採算不利なるを以て今日に於てはベタ剝として放棄するもの多きを以て従て伐採の季節も多様となるも現在行はるゝ主たる伐採時季を示せば左の如し。

イ、秋 伐 自八月二十日頃乃至九月二十日頃

ロ、土用伐 自八月一日頃乃至八月二十日頃

ハ、春 伐 自三月二十日頃乃至四月十日頃

而して土用、秋伐とするもの約七割とす。

次に潤葉樹に就ては其用途に依り季節を異にし薪炭材は多く晩秋より冬季にして椎茸用材は秋季十月下旬の頃海苔粗朶材は九月中旬頃より十月上旬迄とす。

## (二) 立木材積測定の慣行

安倍川流域に於ける杉、扁柏立木の測定は何れも毎木調査を爲し即玉取りと稱して林内にて目通周囲一尺二寸以上のものを巻尺にて毎木測定し讀上げたものは樹幹に記符し全林を終了したる時は記帳したる目通周囲の合計をなし玉上總本數を以て之を除し平均目通周囲を算出す然る後此平均周囲に該當する立木を求め其樹高を目測し木取り即二間物何本又は一間材を合せ何玉と目測し又其生育、粗密等に依り二間材末口の落何寸なるかを見込み間太は末口直徑を自乘し之を二分して尺メ單位の材積とし二間材は同様其末口直徑を自乘し材積とし斯様にして算出せるものを合し中央木一本の尺メを算定の上總玉上本數に乗じて全林の利用材積とす、而して此際最後の丸太末口直徑は二寸五分止とす又或一部に於ては二間材の見積りの場合中央周囲を三、三にて除し末口直徑と見る方法に依るものあ



り。

次に目通周囲測定は分捨の慣習あり又玉下寸法に付ては一般に一尺二寸以下を以てするも梅ヶ島村字新田、草木方面の如き搬出費多額を要する不便の地にありては一尺三寸以下を玉下となす場合あり一般地區内にては玉下は多く根長丸太とし裏長丸太と共に長丸材として市場に搬出す、又林木の状況に依り樹皮厚き場合は周囲にて一寸乃至一寸五分を斟酌することあり又末口直徑自乗をなす代りに五分と端數出たる場合は寸位に於ける次の數と端數を除きたる數と相乗し自乗に近き數を簡單に求むることあり。

然して玉取りの場合呼方は一般に何尺何寸と讀むも一部の地方に於ては左の如き符牒を用ふることあり。

一 寸	イ	ン	タ	二 寸	フ	タ	マ	ル	三 寸	サ	ン	ベ	イ		
四 寸	ト	ン	ビ	五 寸	タ	ネ	マ	キ	六 寸	ケ	ヤ	ム	ラ		
七 寸	ヤ	オ	ヤ	八 寸	ポ	ー	ズ		九 寸	九	兵	衛			
一 尺	ハラ	イ	タ	一 尺一寸	チ	ン	コ	ロ	一 尺二寸	ゲ	イ	ヌ			
一 尺三寸	オ	ホ	カ	ミ	一 尺四寸	メ	シ	モ	リ	一 尺五寸	キ	ン	ゴ		
一 尺六寸	ホ	ク	ロ	ク	一 尺七寸	シ	ヤ	ク	ネ	コ	一 尺八寸	コ	ム	ソ	ウ

一尺九寸 オシヤウ 二尺 ニシヤマル

次に天然瀾葉樹林の材積測定は一般に極めて粗略にして薪炭林なる時は目測に依り全面積より木炭

五十貫竈(或は七十五貫竈)又は地方に依り百貫竈何竈分と推定し一竈分何程と價格を定め賣買す。又椎茸原料林にありては同様目測に依り何人切とし一人切を單位とす此流域にありては普通一人切は一背負十二貫のもの四十背負とす。

(三) 伐採木材積測定

本流域に於ては用材の單位は尺メを用ひ、丸太材並角材の間知は曲尺を用ふ、長さ及曲場標準左の如し。

- 一、丸太材は十二尺五寸目を一方挿し、五分止めを以て算出し橢圓形のもの長短二方を挿し二分す
- 二、角材は材邊一尺長さ十三尺のものを一尺とし杉、扁柏一間材は六尺三寸の箇所二間材は十二尺五寸の處を二方挿しとす
- 三、黒木は本木尺に依り長七尺以上十尺未滿を一間材とし十二尺以上十二尺五寸未滿の素丈(七掛)とし十
- 二尺五寸以上十四尺未滿を本文(八掛)とし十四尺以上十七尺五寸未滿を二間とす
- 十七尺五寸以上を二間半とし以上三尺を増す毎に半間を増し曲場は一間材は六尺五寸素丈は十尺五寸本
- 丈は十二尺二間は十三尺五寸以内の細き部分を以てし寸未滿は切捨とす



次に樹皮は束又は坪を單位とし長さ二尺六寸にあら切りなしたるものを二尺四寸に仕上げ二尺四寸の幅に並べ之を一棚と稱し普通十二棚(十棚乃至十三棚の地方あり)を以て一束とし一坪は四棚即一束は三坪となすも多く束を以て常用單位とす。

(四) 造材の種類

安倍川流域に於ける目下杉、扁柏造材の種類は一間材(間太)二間材(丈三)並に丈材を主とし其他三尺物及二十尺物とす、玉下は所謂長丸太として裏長丸太と共に夫々利用せらる。

昔日にありては専ら市場にありては二間物を主とせるを以て何れの地も造材は二間材大部分を占めたり然るに明治十年頃より漆器用並製茶用の製函業盛になりて一間材にしても製品上支障少く又一方搬出上至便の關係上一間材の出現を見製函業の發展と共に愈々一間材其數を増し大正六、七年頃迄は殆ど造材の種類は一間、二間の二種之を占めたり、然るに是等の製材に際し根曲の部分は一々之を伐り除く爲め手數を要し製材能率に著しき影響あるのみならず木材利用上損失尠からず茲に於て一部の木材業者は造材の際根曲木は三尺に造材なさしむるに至れり、一方下駄製造業者は此部分木質軽くして且其他の部分よりの製品に比し割れ難く材價低廉なる爲め好で之を使用するに至り造材々種に一種を増し根曲の部分は三尺物として木取し、一間二間材は極力直材を取るに努め製材能率を大ならしむるに至れり。

に至れり。

斯の如くにして本流域に於ける造材種の割合は最近二間材其五割を占め次は一間材の三割にして丈材は一割を算し他は三尺又は二十尺物等とす、然れ共造材種は運材の關係上地區内に在りても異り例ば大川村宇崩野方面は一間材を主とし出材の八割を占むるが如し、

次に二間材は大正初年頃迄は十二尺五寸に玉切し一間材は六尺二寸五分なりしも其頃より二間十三尺間太長さ六尺五寸とし末口は二間材二寸五分一間材は四寸五分以上を以て大體の基準とせるも時に依り其れ以下のもの出材すること尠からず。

又根長丸太及末木丸太は其儘市場に搬出せらるゝも特に静岡市に於ては此利用盛にして古來梨等果樹棚に用ひられ最近は心付椽として關西方面に移出され近くは静岡、江尻驛等より輸送の木材貨車用立木(長七尺末口徑一寸五分乃至二寸)として多量使用せらる。

而して杉扁柏の造材は右の如き趨勢にあるも薪材として搬出する干本木は從來長二尺五寸乃至三尺に伐採するを普通とす。

(五) 造材並經費

杉、扁柏の造材は根切、枝切、剥皮、玉切の順序に作業し根切は倒木する反對の方面より鋸を以て



半ば挽き其切口に楔を打込み其反對側より斧にて受口を挽口より稍下方に付け楔を打ちて倒し枝拂を行ひ剥皮は鉞の柄の二倍(二尺六寸)の長さに剝棒を以て剝ぎ適當の箇處に之を棚積す其後暫く放置し玉切を行ふ玉切は根曲其他木性を見て適宜の丸太に造材し玉切後一定の場處に積重ねる迄を本地方に於ては切約又はくろめと稱す。

本地方にありては根切より剝皮し樹皮を二尺六寸平方に列べて棚積を行ふ迄を棚積の一定量により單價を定めて請負となすを一般の慣例とし樹齡厚薄に依り差異あるも杉三十年前後にて現在百棚一圓十錢乃至一圓三十錢にして、一人一日の功程は地、林況に依り差あるも平均百五十棚とす。

次に玉切したるものは木拵として節取、根廻化粧等を行ひしも近時は殆ど行はれざるに至れり。くろめ賃は地、林況に應じ異なるも今清澤村に於けるものを掲記すれば左の如し。

一間材	平均一本	一、五	木拵をなす場合	二、〇
二間材	同	〇、八		一、〇
三寸物	同	〇、六		一、〇
残木(拂出)同				一、〇

但し伐り放の時は平均一本 一、〇錢とす

尙ほ「出しくろめ」と稱し鐵線運搬等と共に請負となす場合あり。

而して從來一般に造材費は樹皮賣却代金を以て之に當て得られたるも最近は樹皮價格暴落し到底之

を以て造材費を出す事不可能となれり、即ち杉皮一束市場に至る經費を見るに

束	賃	三、〇
鐵線	代	一、〇
小	出	四、〇
静岡市に至る運賃		五、〇
陸揚其他手数料		二、〇
計		一五、〇

にして市場に於ける相場は一束十八錢なるを以て差引金三錢の利益あり、然るに造材費は杉皮百棚分即八束にて一圓二十錢にして一束分十五錢なるを以て今市場に於ける價格三十錢なる場合は造材費は杉皮代金を以て之に當つる事を得るも現價十八錢なるを以て杉皮百棚分に對する造材費は差引九十六錢づゝを支出せざる可からざる状態なり。

附

以上の造林、伐採造材等の際し本地方に於て一般に使用せらるゝ林業用具の掲記すれば次の如し。  
鉞、鎌、山鋸、大鋸、斧、唐鋏、皮剝鎌、剝棒、楔等



## 二、運材

三〇〇

本流域に於ける既往の運材方法は山出として擔出、曳出、辻落等行はれ其他木馬修羅等實施せられたるも近時は鐵線運搬を主とし止を得ざる場合、擔出、木馬運搬に依る状態にして藁科川流域清澤村より静岡市に至る間並玉川村より静岡市に至る間は馬力並小車に依るものあり、水運に付ては鐵砲出の如き全く蔭を潜め小谷出は曳出又は増水を待ちて管流とし幹線に至りては大河内並中河内川は主として筏に依り藁科川支流にありては管流並筏出を以て搬出す今地區内に於て行はるゝ運材の大要を述べば左の如し。

### (一) 運材の装置並能力

#### 一、筏 イ、水 運

安倍川本川大河内川上流に於ける筏流に付ては天保の頃迄は大河内村字渡以下の流に限られ其上流は水勢急にして巨石點々たる間を下らざる可からざるを以て何れも其危険を恐れ行はれざりしも當時梅ヶ島村本村の秋山仙之助並新庄兵左衛門の兩名は筏流々路の開発を爲さんとし試に下流渡に至

る間の筏乗を計劃し幾多の危険と苦痛を嘗め遂に成功し梅ヶ島村林産物搬出上一機軸を見出し森林利用上好影響を齎らしめたり。

其後數度の大出水ありて多量の砂礫を流下し來り河底高まり巨石は埋没し流路比較的安全となりて年と共に筏流盛に行はれ今日に至り木材の搬出のみならず其上荷輸送を目的となすもの多くなれり其他の地方に於ても古くより行はれ既往は丸太筏のみならず燃木筏並竹筏等盛に流下せるものゝ如きも今は丸太筏(一間、二間材)並長丸太筏のみとす、左に構造を略記す。

#### 筏搔立に要する材料

一、ねこねこは木製楔形にして組立に際しねこ編とする場合丸太の木口に打ち原木は椗材を用ひ椗の粗材を長さ三寸に切り之を二割とし更に直角に厚さ三、四分に小割し元口中一寸内外一端は之を細く削り楔形に製作す

一、藤蔓及繩 藤蔓は丸太締結の主材料にして太きものは之を裂きて用ひ梅ヶ島村より流下するものは流路長く且荒くして尙上荷多きを以て從來藤蔓のみを以て搔立つも大河内村並玉川村に於ては藤蔓の代用として一部藁繩を用ふ

一、こわり 一名しつべいと稱し末口直經七、八分の粗朶にして搔立に當りねこ編の場合にねこの上部に二本之を當てたが編の場合は木口より三寸を控へ丸太の上方に列べて編み原料木は從來雜木使用せられしも近時玉川村にありては扁柏の枝を用ふ

三〇一





一、構造

本流域に於ける筏の構造は流路の遠近、河床の関係、時季に依る河水の状況に依り多少是を異にす一般に其先端の組をウケと稱し次をコワキと呼び以下三番四番と云ひ最後をシリと稱す。

玉川村に於ては二間材は五番を以て一間材は八番にて一枚の筏とし梅ヶ島村方面より流下するものは二間材四番一間材八番を以て一枚に搔立つも其時の状況に依り多少増減を爲す。

一枚の木数は二間材にありて末口四、五寸のものはウケ十四五本としコワキは稍増加し十七、八本を以て編み三番以下は十二、三本とし一枚にて約六十本一間材は之に準じ木數八十本内外とす、而してウケの木口はドウ編としてネコを用ひず先端より三寸を控へ藤蔓にて全木口を一廻にしコワリを當て、藤蔓にて一本づゝ之を締め連ね元口は之をネコ編とし打込みたるネコに藤蔓又は藁繩を掛けて連結す次のコワキ以下は木口太きものはネコとし細き場合はドウ編とす。

次に各番の間は藤蔓を以て三ヶ所連結し其ウケとコワキとの間は緩にし其中央の結は之を稍々締め兩側は長くして左右方向變換を自由にす。

長丸太材の筏搔立は約百本を三番に編みて一枚とし前後中央の三箇處をドウ編とす。

而して適水の際は一人乗とし上荷等多き場合は二人乗じ専ら棹に依りて流下を調節す。

今筏搔立經費の一例を示せば左の如し。(玉川村)

藤蔓代	〇、六〇	一束三十錢二束分
ネコ代	〇、三〇	
繩コワリ代	〇、一〇	
手間	一、五〇	男一人一日
計	二、五〇	

因に本地區に於ては支流藁科川を除き安倍本川筋及静岡市の一部筏乗業者に依り大正九年安倍川筏乗業組合設立せられ組合員百七十名を有し一人一年組合費八十錢を徴收し事務所を賤機村俵澤に置き専ら筏乗改良を計り業務上の弊風を矯正し流路に難所の生じたる場合は組合にて修理し筏流の安全を期しつゝあり。

二、管流

管流は此地方に於ては古くより行はれたるも杉、扁柏の如き材の損傷多く又完全なる設備なき爲め流材の虞あるを以て安倍川本川流域にては多く之に依らず筏に依り搬出するも支流藁科川流域にありては今尙ほ行はれ昭和二年一月藁科川川狩組合設立せられたり。

今同組合に於ける揚場並料金を示せば次の如し。



箇村	字所	料金		備考
		組合員	組合外員	
大川村	日向	0015	0010	但し長丸太は半額とす
同	坂上	0010	0010	
清澤村	赤澤	0030	0040	
中藁科村	秀島	0060	0110	

ロ、陸 運

一、鐵線運搬

明治二十年頃より既に本地方に於ては鐵線運搬一部に行はれしも普く之を利用するに至りしは近時にして木材並土地の損傷尠なく運材經費は節減せられ然も小人數にて作業し得らるゝを以て又年々其技術に馴るゝに至り本流域に於ては最近激増し殆ど之に依りて山出をなす一丁場は地形の關係により差あるも延長五百間迄とし山深き箇處は五、六丁場を設くる事あり其裝置に付ては地形急峻なる梅ヶ島方面にありては友木を以て適當の棚を組立て掛場とし八番鐵線三本乃至五本を張り受場は留杭に依り之を支へ複線又は單線に依り吊棒は普通一間材二間材の場合には長さ四尺とし特に長材運

搬の際は二箇を以て行ふか或は七尺のもの一個を付す。

運搬能力は掛場に二人受場に一人を以て距離三百間(八番線三本)とする時一回の運搬約三十貫以内として一日平均百八十回を行ひ運材々積約六十尺メとす木炭搬出は一回五貫俵三俵一日百三十回にして約四百俵の搬出を普通とす。

右に對する運搬經費を舉れば次の如し。(梅ヶ島村)

- 一間材 平均一本 二、〇〇
- 二間材 平均一本 二、五〇
- 木炭五貫俵一俵 但し鐵線三〇〇間一丁場

尙設備費は地況に依り差あるも平均一丁場三〇圓とし鐵線借入の場合は一〇貫目に付附屬品共使用料五十錢とす。

二、木馬運搬

木馬道は幅四尺勾配五乃至一〇%とし盤木は長二尺直徑一寸五分内外の雜木丸木を使用し勾配急なる部分は割木を用ひ間送り四本使とす。

清澤村に於ける橋の構造は杉又は扁柏材にて長さ七尺五寸、上幅一寸八分、下幅二寸二分の親木二



本を横木四本を以て仕組み中央幅一尺四寸となす。

親木の上部にゴダイ二本を打付け各兩端に約三尺の立木四本を組立つ。

而して親木の下方にはハギと稱し檜材を以て厚さ一寸、巾一寸八分にして親木の長さより約二寸短き臺木を附するも時には親木とハギとを全部檜材を以て製作する場合あり之を總臺と稱す、此地に於ける橋一箇の價格左の如し。

普通 橋

三、五〇

檜材にて總臺とせるもの

九、〇〇

次に橋一箇の積載量は一間、二間材平均一步木にて二尺メ五とし設備費に就ては地況により一様ならざるも一區間四〇〇間内外なる場合道作は平均一間二十五錢棧橋ある場合は三十五錢を要し此際一尺メ運賃は二十五錢内外となる可し。

三、馬力

地區内に於ける馬力運搬は大河内村字平野玉川村並大川村字日向及清澤村より静岡市に至る間其便あるも安倍幹川の木材は多く筏に依り流下し清澤村方面よりは馬力に依るもの比較的多量なり、蘆科川に沿ふ縣道は静岡市より大井川上流地方に至る物資輸送の要路なるを以て馬力發達し林産物

は下り荷として積載し従て運賃他に比し低廉なり積載量は一臺杉材六尺メ以内とす。

(二) 林産物運搬費並手数料

地區内主要地より静岡市に至る木材其他林産物運賃並手数料左の如し。

一、筏

イ、木材(一尺メ)

自梅ヶ島村字關ノ澤

〇、七〇

至静岡市

自玉川村字長能

〇、六〇

至静岡市

ロ、上荷

一、木炭(五貫俵一俵)

自梅ヶ島村字關ノ澤

〇、一六

至賤機村字牛妻

但し牛妻より馬力又は安倍軌道に依り静岡市迄一俵五錢なるを以て梅ヶ島村より静岡市に至る運賃は合計一俵に付二十一錢とす

二、其他

自梅ヶ島村字關ノ澤

山葵(一貫目)

〇、〇六

至静岡市

杉皮(一束)

〇、〇五



二、管流 (丸太材一尺ノ適水にて)

自大川村字坂下  
至中藁科村秀島

〇、七〇<sup>円</sup>

但し中藁科村秀島より静岡市迄馬力に依り一尺ノ三十錢なるを以て大川村坂下より静岡市迄合計一圓とす

自清澤村字久能尾  
至中藁科村秀島

〇、三五<sup>円</sup>

但し前記の如く秀島より静岡市迄三十錢なるを以て清澤村字久能尾より静岡市迄合計六十五錢とす

三、馬力

一、木材(丸太材一尺ノ)

自大川村字坂下  
至静岡市

一、三〇<sup>円</sup>

自清澤村字久能尾  
至静岡市

〇、七〇

二、木炭(五貫俵一俵)

自玉川村字上落合  
至静岡市

〇、二三<sup>円</sup>

自玉川村字只間  
至静岡市

〇、一一

自大河内村字平野  
至静岡市

〇、一五

而して梅ヶ島村大河内村、玉川村方面より筏上荷として搬出せらるゝ木炭は賤機村牛妻にて陸揚せられ馬力又は安倍軌道に依り静岡市に至るものとす。

安倍川筏乗業組合に於ては大正十三年二月牛妻に木炭揚場を設置し安倍軌道と連絡並静岡市内運搬の便を計りつゝあり今當地より静岡市問屋に至る木炭五貫俵一俵の經費五錢の内譯を示せば左の如し。

一、筏よりの荷上、小運搬、繩ノ直し  
倉庫料、貨車積込等

一、六〇<sup>錢</sup>

二、安倍軌道 自牛妻驛  
至井宮驛運賃

一、五〇

三、井宮驛より問屋迄運賃平均

一、四〇

四、組合納金

〇、五〇

計

五、〇〇

次に水運に依りて流下せる木材は静岡市水道町安倍林産物陸揚場並安西五丁目の木場にて水揚せらる水揚料金は前者にありては筏一枚に付き二圓を徴收し安西揚場にては軌道會社の手に依り一尺ノ二十五錢を徴收せられ茲に於て問屋の手を經賣却せらる、問屋手数料は賣上代金一圓に付金三錢とす。



(三) 水力發電事業

本流域内に於ける水力電氣事業の大要左の如し。

取水	入口	路口	使用水量	堰堤の高	延長	幅員	落差	理論馬力	河川使用許可年月	工事實施認可年月	事業者名	開始
安倍郡大川村	坂上	ヤシヤ澤	大 四	八 尺	二四三、三	四 尺	六 尺	四三	大正七年	大正七年	静岡電氣鐵道株式會社	開
同 郡	同 村	同 大	小 三	一 尺	五〇二	三、三	一六三、七	三三	大正十年	大正十年	同	未
同 郡	同 村	同 大	三 五	一 尺	一〇〇	一、四九	三〇	九〇	大正十年	大正十年	鈴木合名會社	同
同 郡	同 村	同 大	四 〇	一 尺	九、〇	三	三	三	大正九年	大正十年	大河内電燈株式會社	開
同 郡	同 村	同 大	二 一	一、五	一	一	九、〇	三	大正九年	大正十年	同	開
同 郡	同 村	同 大	一 〇	一	一	一	五〇、三	五	大正三年	大正三年	秋山義則外三	同

右の内大川村坂の上静岡電氣鐵道株式會社發電所に關しては湯水期に於ける取入口、放水路間林産物運搬に付き建設前地元當局者は契約をなしありしも第二發電所に關する交渉の際本發電所取入口、

放水路間の道路をも併て改修すること、し林産物搬出の不便を緩和する方法を講ぜり。

第二期計畫の同所山田發電所に關しては大川村坂上なる既設第一發電所の取入口より清澤村八幡なる縣道分岐點に至る間の道路は從來幅員九尺なりしが之を十二尺となし擴築することに清澤村、大川村道路組合と協議の結果擴築費中金七千五百圓を静岡電氣鐵道株式會社に於て負擔すること、し陸路運搬の便を計れり之に付ては屢々協議を重ねたり。

本村に於ける是等二個處の發電工事實施の結果は此上流よりの木材搬出上影響尠からず木材管流筏流等は大字日向以下は殆ど行はれざるに至り今は陸運に依りて出材せるもの多きも管流期間の廢止は適水の時期を撰ぶに自由となれるを以て木材業者並林業家の受くる好影響蓋し尠からざる可し。

三、製材

本流域内に於ける製材工場は左に示す大川村字日向に一工場あるのみにして總て静岡市に集中せらる。

(一) 地區内製材工場



所在地工場名	大川村字日向 <sup>㊦</sup> 工場	工場主佐藤敬俊
原動力、鋸機	種類木製、馬力數五、丸鋸一臺、豎鋸三臺	
職工、人夫數	二人	
製材高並原料木	一ヶ年製材高二〇〇石(内地材)原料消費高三〇〇石	
創立年次	大正十四年	

右の製材工場に於ては製函用板材を主とし原料木はモミ、ツカを一部使用するも主として赤松材にして總て村内より供給せらる資材は樹齡二十年生以上とし(目通周圍一尺七寸)一ヶ年約三百石を消費す。

製材品種は開設當時は檜、小舞等を製作せるも近時は總て製函材にして鮮魚、蜜柑、桃、梨箱等に供す賃挽は僅少にして賃金一時間一圓五十錢とす。

製品の取引は問屋筋よりの注文に依り、又無き時は静岡委託業者に之を委ね販賣す手數料は賣上代金一圓に付き四錢とす、因に現在使用職工賃金は二圓二十錢なり。

(二) 静岡市に於ける製材

静岡市に於ける機械製材は明治二十五年創設せられ年と共に増加し大正三年當時十八工場を算し一般製品需要の激増と共に大正八年末には四十八工場となり震災後著しく増設せられ昨年末には實に八

十四工場に達せり、而して製材原動力は昨年末九百八十二馬力を有し殆ど電氣動力とす、次に鋸臺數百臺の内丸鋸九十一、豎鋸七、帶鋸二臺にして従業員三百五十人を算し製材總材積十五萬八千七百五十石を示し一工場當り約二千石にして平均一馬力の製材百六十石とし資材總計約二十萬石に達せり其内、内地材六割を占め他は北洋米材にして既住に於ける製材高は大正十二年震災の影響に依り同年度は最高を示し其後漸減の趨勢にあり、而して資材の杉扁柏等内地材は其七割本流域より供給せられ富士川沿岸山梨縣方面より二割の移入を見他の約一割は伊豆天城山方面より供給せらる。

次に當市に於ける手挽製材に就ては古きを知る由なきも傳ふる處に依れば屋根板の製造は昔日盛行はれ安政大震災當時は多量の移出をなしたる如く又茶箱、漆器原料並同箱板の製材は維新前より市内各所に行はれ製材品中主要なる地位を占めたりと云ふ。

其後機械製材の創設せられてより大正初年に至る間は専ら漆器材料板の製材主位を占め大正三年に於ては其額八萬五千圓を示せり。

其他一般建築用製品は年と共に増加し又製茶業の發展と共に内地用茶箱は勿論再製茶用外國向の茶箱用製板は最近頃に其需要を増し當市製材品の一角を占領す。

而して資材の種類は建築用製品には杉、扁柏の外、外材の多きを増したるは一般の趨勢にして漆器



三二四

用材の如きは内部に杉林を用ふるは昔日と變りなきも外部に使用せるケヤキ、ククリ、カツラ、シホヂ等は原料木拂底の爲めキハダ、タモ等に變移し多く北海道産のものを使用するに至れり、茶箱の如き専ら杉材なりしも近時露國向のものはベニヤ板を一部使用す。

今既往五ヶ年間静岡市製材工場に於ける製材々積及製品價格並昭和二年度に於ける製品別明細を示せば左の如し。

年次	内地材		外地材		計	
	材積	製品價格	材積	製品價格	材積	製品價格
大正十二年	一七八、七四三 <sup>尺メ</sup>	二、六七三、二六三 <sup>円</sup>	九七、一九四 <sup>尺メ</sup>	一、一九三、五〇三 <sup>円</sup>	二七五、九三七 <sup>尺メ</sup>	三、八六五、七六五 <sup>円</sup>
同十三年	一〇六、一〇二	一、八一、一〇六	八六、四〇〇	一、四八七、九四〇	一九二、五〇二	三、二九九、〇四六
同十四年	一〇八、五三三	一、八二六、三六七	七七、九〇〇	一、一九〇、八二〇	一八六、四三三	三、〇一七、一七七
昭和元年	二一八、〇二五	一、七九一、四二五	六七、九〇〇	一、〇四三、八九〇	一八五、九三三	二、八三五、三二五
同二年	九四、四三〇	一、四三三、三二〇	六四、三二〇	八三五、一二二	一五八、七五〇	二、二六八、四三二
計	六〇五、八三二	九、五三四、四七〇	三九三、七二四	五、七五二、二五五	九九九、五四六	一五、二八五、七二五

昭和二年度内譯左表の如し。

(イ) 内地材

品名	材種	數量	單價	價格	備考
建築用材	スギ	五四、八〇〇 <sup>尺メ</sup>	一三、五〇	七三九、八〇〇 <sup>円</sup>	柱、横、内法、椽、木舞類
同	ヒノキ	一〇、八〇〇	二〇、五〇	三三、四〇〇	土臺、柱、横、内法類
同	マツ	九六〇	一八、〇〇	一七、二八〇	梁、椽、内法類
同	マツ	一、二〇〇	一六、〇〇	一九、二〇〇	柳、椽、内法類
同	スギ	五、〇二四	二二、五〇	二八、〇六四	四分板、六分板、板割、平割等
同	ヒノキ	四五三	三八、〇〇	一七、一七六	平割、板割等
同	マツ	二八〇	一七、五〇	四、九〇〇	床板、裏板等
同	ツガ	二二〇	一五、〇〇	三、一五〇	同
同	モミ	一一〇	一六、〇〇	一、九四〇	同
茶箱	スギ	一、六四〇	一三、八〇	一七四、四三三	内地及輸向用箱數三九、六〇〇個
蜜柑箱	雜木	一、二六四	八、五〇	一〇、七四四	一五八、〇〇〇個
煙草及雜箱	同	四、六八〇	一一、八〇	五五、三四四	同 二七、〇〇〇個







中	櫛	百丁ニ付	一、六〇〇	杉板丸ミ付	正五分以上	一間ニ付	一、三〇〇
木	舞	同	一、〇〇〇	同	正八分以下	同	一、〇〇〇
		杉二間二寸棒 小割一本	〇、〇〇〇	同	正四分以上	同	〇、〇〇〇
		同三寸 中三寸一本	〇、〇〇〇	同	正五分以下	同	〇、〇〇〇
		同二ッ割及瓦棧一本	〇、〇〇〇	同	正七分以下	同	〇、〇〇〇
		杉尺ノ物長二間一尺一通	〇、〇〇〇	同	正四分以下	同	〇、〇〇〇
		檜 同	〇、〇〇〇	同	正八分以下	同	〇、〇〇〇
		松、樅、梅 同	一、七〇〇	同	正五分以下	同	一、七〇〇
		松、樅、梅 正四分以下	一、〇〇〇	同	正七分以下	同	一、〇〇〇
		同 耳摺物仕上	一、〇〇〇	同	正五分以下	同	一、〇〇〇
		北海道松	一、三〇〇	同	正八分以下	同	一、三〇〇
		同 耳摺物仕上	一、三〇〇	同	正五分以下	同	一、三〇〇

但し長さ三間物は長二間物の倍額  
 押角一寸五分角より二寸角迄長二間一本賃金貳錢五厘

時間挽一時間に付 自壹圓六拾錢 至貳圓五拾錢 にして長さ四尺以下は三割増のこと但し雜木は此限にあらず

一、製品規格

種類	幅	厚	長	一束又ハ一個の數
板	正寸二分切レ	正寸六分以上	十二尺五寸以上	尺二枚入、九寸二枚入
大	正三寸六分以上	正寸六分五厘以上	同	六挺入
中	正三寸二分以上	正寸五分五厘以上	同	十挺入
木	正二寸五分以上	正寸三分以上	同	二十挺入
小	正二寸以上	正寸二分以上	同	十六本入
二	八分以上	八分以上	同	六本入
三	一寸八分以上	一寸八分以上	同	六本入
四	一寸二分切レ	正寸二分以上	六尺二寸以上	三間入
小	正寸二分切レ	正寸二分五厘以上	同	二間入
四	中差シ糸間	正寸二分五厘以上	同	二間入
小	正寸二分切レ	正寸二分八厘以上	四尺二寸	延幅十三尺入
栗	正寸二分切レ	正寸二分八厘以上	四尺二寸	







## 第六 木材商業

### 一、立木賣買取引並契約の慣行

本地方に於ける立木賣買は仲買人山林所有者は直接交渉をなす場合多きも又其間に世話人(クニウ)ありて仲介の勞を取る事あり又仲買人の手を経ずして木材商直接立木を購入する場合あり、好況時代には直接賣買せるもの多かりしも近時は其八割仲買人と賣買す、山元との契約の時は秋山多き關係上七、八の兩月に成立するもの多く春伐の場合も多く二、三、四の月に契約せらる。

而して用材立木の賣買は多くの場合隨意契約に依り行はるゝも多額の際は競賣に附することあり。

次に薪炭林の如きは製炭者直接買入れ地方に依りては賣主と製品の分收に依り契約する場合あり此際に於ける歩合は多く兩者均等なるも南部地方の如き薪材として利用の率多き箇處にありては薪材を製炭者に與へ木炭の分收歩合を賣主六分とし四分を製炭者の收得とする如きあり。

而して杉、扁柏立木賣買契約成立の時は普通小面積のものにありては手付金として若干を納入し其後入山して根切に着手の際半金、搬出の折殘金全部を完納するを一般の慣行と見做さるゝも賣買價多

額の場合は支拂の月日を確定し多く二、三回に分納せしむるものとするも兩者の經濟狀態に依り支拂の契約一定し難きものあり。

次に此地方に於ける一般の賣買は山主は地方の信用ある仲買人を相手とする場合多きを以て契約は不文の契約多きも金額多大なる時は契約書類を作製す、此際記載事項は一樣ならざるも大體左の項目を主として記入す。

#### 一、數量

立木

何本

目通り何尺何寸以上

#### 一、契約金

何圓也

#### 一、代金支拂方法

内金、何程、 殘金支拂月日

#### 一、該當山林及立木に付他に擔保とせることなき證明

#### 一、其他枝條の處分法及假契約せるものは假契約書添付の事等

### 二、丸太取引の慣行

前記の如く此地方に於ては立木は多く仲買人に賣却せられ仲買人は伐採造材し之を搬出して直接材



木商に賣却し又は之を問屋に委託す。

而して問屋に於ては丸太材の委託、販賣等は殆ど不文の契約にして契約書作製せず、指値等するもの尠し又問屋の手を経ず仲買人より直接木材商に至る場合も多く信用取引をなすも多額に上る場合は契約書を手交するものとす、其記載要項左の如し。

一、數量價格

樹種 丸太材種 末口寸法 何尺

何圓也

但し丈三丸太曲材は八掛のこと

十尺曲材は七掛のこと

一、納期

何月何日限

一、受渡場處

何々工場等

一、特約

完納せざる時又は數量減の時は尺々に付何圓値引し損害を支拂ふこと等

次に本流域に於ては安倍本川と支流藁科川方面と丸太の取引に多少差異あり安倍本川地方は殆ど總

て問屋を経るも藁科方面よりの丸太材は仲買人直接木材商へ賣買するもの其半を占む即ち藁科川流域よりの搬出は清澤方面より馬力に依るもの多く水運にて出材せらるゝものも中藁科村秀島に於て陸上せられ之より静岡に至る間同様陸路に依るを以て一定の時期に搬出し得られ出材の時は既に荷主と契約成立するもの多きに依る、安倍本川方面よりの出材は水運即筏にて流下のもの大部分にして搬出の時期前者に比し一定し難く需要者に對する時期を失する等の憂あるを以て直接需要者に賣買すること尠く多く問屋に委託するものとす。

而して舊幕時代にありては安倍川流域より搬出せられし木材は駿府城御用材として其十分の一を納入せしめられたるものにして此納入取扱をなす代人は其當時十分一の家柄として代々一種の特權を有し出材者は必ず此手を経て納入すると同時に販賣を委託せり、明治維新の際此制は廢止せられたるも此當時に於ける特權ある木材問屋たりしなり。

三、製材品の販路

静岡市は古來木工製品の技術に長じ漆器、家具、製函等に於て特技を有し今尙其業盛なるを以て最近静岡市製材工場に於ける製品の約四割は市内にて需要せらる、移出販路は東京市を第一とし其七割



を占め次に神奈川県へ約二割を出し其他は大阪岐阜名古屋方面に移出す、次に製品中建築用板、柱物等に付ては他地方と大同小異なるも長丸太等細物にありては其利用用途侮り難きものありて心付椽の如き古來關西方面より其需要尠からず、又近時前述の如く江尻靜岡兩驛より出荷する木材貨車用立木の如き特種なる用途あり。

## 第七 林業労働

### 一、労働の需給並組織

本流域の北部大半は古來林業を主とし純然たる山村として今日に至り労働者は側ら農業を營むと雖も林業に従事するもの多く造林伐採運材等に付ては時期の關係上或は勞力の不足を來す事なきにしもあらざるも他より之を雇入る事稀にして面積の林業經營も多く地元労働者を使用し又斯の如きは多く地元部落と諸種の點に於て密接の關係あるを以て地元民も亦良く勞力を提供し林業の諸作業は殆ど地元労働者に依り行はる。

而して本流域にありては林業労働者の組織として特記するもの無く多く一定の組織なく一般に仲買人は地元にて在りて立木伐採造林等を行ふ場合は其地方に於て慣れたる人夫を使用し夫々之を請負はしめ又筏流の如きも其都度村内の筏乘人に之を請負はしめ其間別段の組織なし。

但し一部の木材業者にして直接立木購入を手廣くなす者は主要山村に分擔人即部下を置きて諸作業の一切を行はしむるものあり。



又労働者相互の間は筏乗の如き同業の組合を組織し専ら相互の親睦向上を計り、製材方面に於ても職工組合を設立し自衛向上を計りつゝあり。

次に林業上の諸作業中地拵は多く請負はしめ植栽は最も大切なるを以て直營を以てするもの多く伐栽造材鐵線筏運搬等は何れも請負とし管流は多くの場合直營を以てす。

### 二、労働賃金變遷

今本流域主要林業村の内清澤村に於ける林業労働賃金の現況を示せば次の如し。

種類	労働賃金			備考
	最高	平均	最低	
造林	一五〇	一三〇	九〇	
伐木	二五〇	一五〇	一〇〇	
造材	二五〇	一五〇	一〇〇	
運材	一五〇	一〇〇	八〇	
製炭				

次に手挽賃並柚日當の變遷を示せば左の如し。

種類	大サ	賃金		備考
		大正三年	大正八年	
杉尺ノ物	長一 二間	一〇八〇 一〇七五	一四五〇 一三五〇	
檜尺ノ物	同	一〇九五 〇九〇	一三八〇 一三〇〇	
マツツガモミ	同	一三五 一二五	二六五 二三五	
杉板八寸以下	同	一五五	三〇〇	
木挽及柚	道具代共日當	八四〇	一五〇〇	



## 第八金 融

三三〇

### 一、銀行の山林に對する金融

一般財界の不況に隨ひ材價は暴落し加ふるに外材の輸入は内地材を脅威し立木價格の慘落は深刻となり震災直後に於ける復活の一曙光も消去りて山林所有者は極度に脅され一方生活の向上せると好況時代の夢未だ去らずして立木の處分に其機を失し加ふるに各銀行は山林擔保の貸出を殆ど閉塞せる状態にして一般林業者對銀行の金融は全く停止の現況にあり。

即植林事業たるや長期の資本固定を必要とするに拘はらず從來は火災其他の損害補償の途尠く且處分の困難なると登記等手数を要し從て確固たる信用を得難きに依り静岡市に於ける多くの銀行業者は山林單獨の抵當に對しては貸付を行はず田畑宅地等の不動産に附隨の場合其物件中に加算する程度にして且立木の如き斟酌する處なく漸く林地のみに對し見積らるゝに過ぎず然も其間對人信用の厚薄に依り左右せらるゝを以て一般的に之を觀る時は山林は抵當物件として全く無價値に等しきものと云ふも過言にあらざるなり。

今本地方林業關係者と密接の關係ある静岡市一二の銀行取扱例を示さば次の如し。

- 一、抵當物件に對しては勿論立木登記、火災保險等に附することなく實地調査も全く行はれず面積は臺帳面積に依り樹種林齡等を聞き取り參考とするに過ぎず
- 二、貸出歩合は田畑宅地等に附隨の場合交通の便否等を斟酌し林地一町歩に對し百五十圓乃至參百圓を程度とし耕宅地の多き場合は不動産見積時價の約半額迄を以てすることあり
- 三、貸付期間は最短三ヶ月なるも普通一ヶ年とし満期にして償還せざる場合は延期證書を徴し尙一ヶ年の契約を爲す
- 四、利息は目下最高一割とし最低八歩平均九歩五厘にして他の不動産に對し五厘乃至一步有價證券等の抵當物件に對し二歩乃至三分の低利とす

### 二、信用組合

次に本地方に於ける産業組合は別表の如くにして其内林業關係に貸出をなしつゝある信用組合は大河内、美和、清澤、中蘂科の四ヶ村に於けるものにして本年八月末に於て貸出總金額四萬九千參百九拾圓口數百五十一とす、貸出期間は最短三ヶ月にして長期は一年なるも普通六ヶ月とし利率は美和村の一割二分を最高とし最低九歩三厘平均一割とす。

斯の如くにして本流域に於ける林業家中、有産階級者は其の信用に依り銀行業者に對し多少其金融



の途あるも中林業者以下製炭業者の如きは信用組合の存置せらるゝ土地に於ては僅に之を利用せるも元來資金小額にして其一部分に過ぎず従て勢ひ製炭者の如きは問屋筋等に高利の金融を求むるに至れる者ありて地區内一般に小林業者の疲弊年と共に甚しきを加へ金融の閉塞は一層之を切實にし造林に伐採に蓋し之が影響實に大なる可し。

左に地區内信用組合の林業に對する金融村別狀況を掲記す。

村名	貸付金額	同口數	同利率	同期限	備考
大河内	二七、五〇〇円	四〇	最高 最低 普通	一 三 六ヶ月年	
清澤	四、三五〇	元	同	一 六ヶ月年	
中藁科	二、五四〇	二〇	同	一 六ヶ月年	
美和	一五、〇〇〇	四	同	一 同	

計	四九、三九〇	一五二			
---	--------	-----	--	--	--

附 (一) 本地方産業組合の概況 (昭和二年度末現在)

村名	組合名	設立年月日	組合員數	出資總額	貸付金	貯金	備考
大河内	有東木信用購買販賣組合	明治三四年七月三日	八	七、三八〇	一九、八九三	二、六九四	
同	大河内至誠信用購買販賣組合	同四年二月三日	一五	七、四八〇	四八、六三九	七〇、二二一	
梅ヶ島	梅島村信用組合	大正三年二月八日	一七五	九、〇五〇	三、九一〇	二、三三〇	
玉川	玉川水電信用利用組合	大正四年九月十日	五五八	六三、七〇〇	一	一	
美和	松野信用購買販賣組合	明治四年六月三日	一五	四、九三〇	一〇、八二〇	一一、五二三	
同	内牧信用購買販賣利用組合	同四年四月元日	一三	一九、四〇〇	四二、〇八五	三九、二六一	



美和	同	清澤	中藥科	計
美和信用購買販賣利用組合	興農 同	清澤村信用組合	中藥科信用組合	
明治四年八月十日	大正二年一月三日	大正四年六月三日	昭和二年十月三日	
九四	五九	三七二	三六〇	二、一〇八
五、八二〇	八、〇〇〇	一五、〇〇〇	一三、一〇〇	一五、五五〇
二、一五六	三、三〇八	三、九〇〇	二、一六七	三三、八六八
三六、三六五	一一、一一三	一一、七〇三	二、二八〇	二七、三六八

附 (二)

昔日に於ける金融の一端を窺ふべく左に寶曆十年(今より百六十九年前)大河内村内にて木材並耕宅地等の質入値段を示せば左の如し。

- 一、杉材 但長二間 五寸角 一本ニ付 質入金 代永 三〇文
- 一、杉丸太 但長二間 目通一尺二寸迄 同 同 六文

- 一、雜木 但長一間 目通一尺二寸迄 一本ニ付 質入金 代永 四文
- 一、竹 同五六寸廻り 同 同 一文
- 一、畑上 一反歩ニ付 同 同 自壹兩 至壹兩二分
- 一、畑中 同 同 同 自三分 至壹兩
- 一、畑下 同 同 同 自二分二朱 至三分
- 一、屋敷 同 同 同 自壹兩二分 至壹兩三分



## 第九 森林保護

三三六

往時にありては盜伐境界浸害等小數の被害ありしも近時漸く斯の如き事減少せり。

火災に就ても燒畑火入の場合は嚴重に周圍を警戒し夜間無風の時を撰び山上より山下に向け燒却する等充分の注意を拂ふ爲め失火尠く又大面積造林家は多く幅三間乃至七八間の防火線を設置し萬一の場合に備へつゝありて近時は山火の被害減少せり。

動物の被害は野兎の害最も多く地區内一般に亘り杉扁柏の稚樹、新梢を食し樹幹を切嚙し美和村長島方面に於ては數町歩に及びしことありて兎狩等驅除の方法を講じたるも其効顯著ならず年々被害あり又玉川村横澤方面に於ては冬季苗圃の被害尠からざるを以て降雪前山地の苗圃にありては苗を掘取り土中に埋込みて豫防に努めつゝあり。

虫害は苗圃に於ける根切虫の被害最も多く驅除は冬季苗圃を深く耕鋤し晒し出して之を殺す、又杉赤枯病に就ては専らボルドウ液により豫防驅除をなす。

次に氣象上の被害は近く、大正六年嚴寒の爲め北部地方にありては峰通等局部的に蒙りたるものあり又大正十五年に於ける暴風に際しては杉、扁柏林の折損を被りたるものもあるも極めて局部的にして

被害も僅少に止れり又梅ヶ島、玉川、大川の諸村に於ては積雪の被害あるも別段之に對し保護の方法を講ずることなし。

以上の森林被害は地方に依りては年々尠からざるも比較的豫防驅除も行はれ大局より之を觀る時は微々たるものなり、然るに此地方に於て林地被害の最も多く然も之を根本的に荒廢せしむるのみならず禍根を遠く末世に傳へ廣く下流に影響を及ぼすは雨水を初め外力の影響に依る林地の崩壞にして特に本流域に於ては地質地勢の關係上被害甚大にして又之に對する保護の如何は直接間接に本流域林業の興廢に影響し寸時も忽にす可からざるなり、今本流域林地荒廢の概況を左に示さん。

安倍川流域の地質は前述せる如く大半秩父古生層より成り地盤の脆弱と急峻なる地勢は外界の影響を受け易く古來豪雨地震等の爲めに崩壞缺壞を起し流出せる石礫は下流の山脚を破壞して横浸蝕を助長し益々土砂を排出して現在の如く河身を亂し水害の直接原因を成しつゝあり。

流域中荒廢の最も著しきは本流大河内川流域にして支流、中河内川之に次ぎ蘆科支流は比較的輕微なり大河内川流域は地勢最も急峻にして小支流大谷川に於ける崩壞地は一箇處百六十町歩に達するものありて本流域の一大禍根とす。

右の大谷崩に就ては口碑の傳ふる處に依れば今より三百六十四年前永祿八年震災に依り惹起したる

三三七



ものゝ如く其當時は梅ヶ島、大河内村等沿岸に在りし部落は殆ど流失埋没し其災害前大河内村字渡附近の如きは兩岸相接し猿は木より木によりて安倍川を渡りたりと云傳ふる如く狹隘なる溪流なりしも大谷崩の土砂に依りて約六里の下流にある此地の川敷幅員は數町の大河原と化したるより推知するも其押下土砂の如何に多量なりしかを知り得可く沿岸居住者の生活上一大變化を來らしめたり。

其後年々歳々一雨一水毎に多量の土砂を押し下流は爲めに不斷河身の變動を來し兩岸山脚を破壊し爲めに年々沿岸に荒廢地を増し一方天然林の伐採利用は年を追ふて盛に成り加ふるに既往にありては伐木搬出に際し林地の損傷を顧ることなく無謀なる方法を敢てし又粗放なる焼畑作業等入爲的に林地崩壞を誘導し加ふるに數度の大降雨は愈々其荒廢を恣にせしめたり。

支流に於ては中河内川水源は最も崩壞地多く藁科川にありても小支流坂本川の崩壞並黒俣川水源の千枚崩のありし地方等は昔日莫大の土砂を押下せり。試に本流域内崩壞地の面積を掲記すれば左の如し。

流域名	崩壞面積	備考
大河内川	五八七、一七	
中河内川	一〇〇、四九	

西河内川	八、二八
藁科川	二二、八四
黒俣川	二、七〇
其他	三、〇一
計	七二四、四九

全林野面積の一、五%強

右の如くにして本流域林地は治水上の關係尠なからざるを以て森林法並砂防法に依り林地保護の取締を受けつゝありて砂防法に依るもの並保安林の面積を掲記すれば次の如し。

村名	保安		林計	砂防		指定地計	合計	備考
	公有	社寺有		砂防地	制限地			
梅ヶ島	八〇五、二〇六	四、二〇〇	三、〇七二	一、五八八	六、〇四四	七、〇〇五	八〇八、五三四	町
大河内	九六、三二八	七、五四〇	五、五三三	二、三二九	一、九二四	一、八九三	三、〇〇四	町
玉川	—	—	二、六二八	九〇三、七〇〇	一〇、二六三	一〇、九三〇	一〇、九三〇	町
美和	三、九七二	—	三、三八五	—	—	—	—	町
賤機	—	三、二六二	三、九、五〇四	—	三、三〇、〇〇〇	—	三、三〇、〇〇〇	町
合計	—	—	—	—	—	—	—	町

保安林砂防指定地一部重複す



種別	村名	施業面積	同経費	備考
服織	梅ヶ島	三七、九三 <sup>坪</sup>	一一〇、〇一〇 <sup>円</sup>	
大川	大河内	六三、三三	一一四、五四九	工種は何れも萱筋工、積苗工、
清澤	玉川	九六、六五〇	一三三、四三三	石積工、石堰堤工とし植栽樹種
中薬科	中薬科	七、三五〇	八、四八〇	は、ヤシヤとす
南薬科	計	二〇四、九五五	三三三、四八一	
計				

三四〇

尙右の林地中崩壊地に對しては砂防法に依り明治三十五年度より施工せられ保安林内のものに付ては昭和元年度より荒廢地復舊工事行はる左に其概況を表示す。

種別	村名	施業面積	同経費	備考
砂防指定地内 砂防工事	梅ヶ島	三七、九三 <sup>坪</sup>	一一〇、〇一〇 <sup>円</sup>	
	大河内	六三、三三	一一四、五四九	工種は何れも萱筋工、積苗工、
	玉川	九六、六五〇	一三三、四三三	石積工、石堰堤工とし植栽樹種
	中薬科	七、三五〇	八、四八〇	は、ヤシヤとす
	計	二〇四、九五五	三三三、四八一	

種別	村名	施業面積	同経費	備考
保安林内 荒廢地復舊工事	梅ヶ島	一五、二四	五、九四〇	
計		一一〇、〇九	三六一、四二二	



第十 主要山林業者

一、五十町歩以上山林所有者

村名	面積	住所	氏名
梅ヶ島	一三〇町	濱松市	中村 社團
同	一〇〇	梅ヶ島字入島	鈴木 爲作
同	八〇	静岡市片羽町	伊藤 春吉
同	七一	同 安西三丁目	木村 金三郎
同	三八一	(村内一〇〇、村外二八二)	四 (村内一、村外三)
大河内	四二〇	大河内字平野	大村 利平
同	二三〇	同 中平	見城 視喜雄
同	二〇〇	同 有東木	宮原 周作 外七一
同	一九〇	同 中平	見城 敬市 外二二
同	一三〇	同 有東木	宮原 周作
同	一二〇	同 中平	見城 十作
同	一〇〇	同 渡	築地 文作

川	面積	住所	氏名
同	八〇	同 中平	築地 友太郎
同	七〇	同 横山	望月 初次郎
同	七〇	同 同	望月 重吉
同	七〇	同 同	大村 平三郎
同	六〇	同 同	小澤 藤平 外二八
同	六〇	同 平野	見城 萬次郎
同	六〇	同 中平	榑原 市藏
同	六〇	同 渡	櫻井 初藏
同	六〇	安東村字大岩	望月 宗橘
同	五〇	大河内村字横山	小澤 はつ
同	五〇	静岡市宮崎町	原木 吉太郎
計	二、〇八〇	(村内一、九七〇、村外二一〇)	一八 (村内一六、村外二)
玉川	九六四	玉川村字落合	狩野 潤八郎
同	三二一	同 同	安本 儀作
同	二八七	同 横澤	長倉 花枝
同	二二五	同 桂山	狩野 賢作
同	二〇五	同 口仙俣	白鳥 庄太郎
同	二〇四	同 上落合	長島 長三







